

新しい時代にふさわしい
長野県の生涯学習振興のあり方について
(答申)

平成21年10月
長野県生涯学習審議会

目 次

はじめに	・・・	1
諮問文	・・・	2
答申の概要	・・・	3
第1章 生涯学習振興の現状と課題	・・・	4
1 生涯学習振興の現状		
2 生涯学習振興の課題		
第2章 これからの生涯学習振興の基本的方向	・・・	9
1 基本目標		
2 めざす姿		
3 基本的視点		
第3章 生涯学習の基盤づくり	・・・	12
1 生涯学習の基礎づくり		
2 多様な学習機会の活発化		
3 学習情報の提供体制の充実		
第4章 子どもの未来づくり	・・・	18
1 子どもと大人の「共育」の推進		
2 豊かな交流・体験活動の推進		
3 地域の家庭教育支援		
4 学校・家庭・地域の連携協力		
第5章 地域コミュニティの再生	・・・	26
1 地域課題の学習や地域活動の推進		
2 地域活動・ボランティア活動への参加促進		
3 地域課題の学習や地域活動の拠点づくり		
4 関連機関等との連携		
第6章 「つ・な・が・り」で築く長野県の生涯学習	・・・	35
1 「つ」：つなぎ役と推進役の人づくり		
2 「な」：長野の魅力を次世代へ継承		
3 「が」：学習や地域活動の拠点づくり		
4 「り」：利便性の向上と連携・協働の推進		
第7章 学びや活動を推進する関係機関・団体等の役割	・・・	40
1 家庭	2 学校	3 社会教育施設
4 地域	5 企業等	6 行政
おわりに	・・・	46
委員名簿	・・・	47
資料	・・・	48

はじめに

近年、急速な少子高齢化、国際化、高度情報化、価値観の多様化などを背景にして、本県においても、社会状況や教育環境が大きく変化しており、新しい時代に対応した生涯学習の推進が求められています。

このため、長野県生涯学習審議会ではこれまでの成果を踏まえつつ、平成20年7月から平成21年9月までの間、5回にわたり、諮問事項「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり方について」の審議をしてきました。

審議の中で、地域における人間関係の希薄化やライフスタイルの多様化等により、子どもも大人も人や地域とかがかわる機会が減り、コミュニケーション能力や地域コミュニティの活力が低下している等の指摘がされました。

このような現状と課題を共通認識として、議論を深めてまいりました。そして、基本目標を「学びの絆で地域力を高める生涯学習の推進」～人や地域とかがかわって学び、学びの成果を人や地域に生かす生涯学習～と設定しました。ここに審議の結果をとりまとめて答申します。

様々な年代や多様な人々による豊かな「学びの絆」を育み、人々が自立しつつ協働して、地域課題を解決したり、地域の価値を創造したりする力、すなわち「地域力」を高めることに、これからの生涯学習の意義を見出すものであります。

長野県の伝統文化や自然等、地域の特性を活用しながら、自らの経験や知識が世代間や学校・地域・企業等の間で共有・継承され、学びの成果が社会に還元される仕組みを形成していくことが重要であると考えます。

本答申を契機に、県、市町村、関係機関、各種団体等がそれぞれの役割を果たしつつ、一層の連携・協働を図りながら施策の充実に取り組まれ、県民の生涯学習がさらに推進されることを期待します。

平成21年10月

長野県生涯学習審議会

平成 20 年（2008 年）7 月 28 日

長野県生涯学習審議会会長 様

長野県教育委員会

長野県の生涯学習振興について（諮問）

近年、急速な科学技術の高度化や情報化、高齢社会の進行や「団塊の世代」の大量退職等により、生涯を通じた新しい知識や技術を学習する機会の確保や、高齢者等の生きがいくりにつながる学習活動など、生涯学習が果たす新たな役割が生じてきています。また、少子化・核家族化・都市化等による人間関係の希薄化や家庭の多様化等により、地域の教育環境が変化し、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されています。

これに関連し、中央教育審議会は、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」を答申（平成 20 年 2 月）し、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」と「社会全体の教育力の向上」を二つの柱として、方策が提言されたところであります。

本県では、直面する変化や課題に的確に対応し、新たな時代にふさわしい長野県づくりを計画的、総合的に推進するため、長野県中期総合計画（平成 20～24 年度）を策定しており、新たな生涯学習振興にかかわっては、「生涯を通じた学びや育ちの環境づくり」を目指しています。

このような状況を踏まえ、社会の変化や課題に対応した生涯学習活動を促進するとともに、学んだ成果を地域に生かし、家庭や地域社会の教育力向上につながる環境づくりを推進する観点から、下記の事項を諮問いたします。

記

新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり方について

答 申 の 概 要

【背景】 科学技術の高度化や就業構造の変化 急速な少子高齢社会の進行 「団塊の世代」の大量退職 中山間地・農村地域の過疎化 中心市街地商店街の衰退 家庭・地域の教育力の低下等	【観点】 社会の変化や課題に対応した 生涯学習活動の推進 学んだ成果を地域に生かし、 家庭・地域の教育力の向上に つながる環境づくり	【国・県の動向】 教育基本法改正 中央教育審議会答申 長野県中期総合計画 ・生涯を通じた学びや育ちの環境づくり 長野県教育振興基本計画 ・社会全体で共に育み共に学ぶ教育の推進
--	--	--

新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり方について

これからの生涯学習振興の基本的方向

【基本目標】 学びの絆で地域力を高める生涯学習の推進

～人や地域とかがわって学び、学びの成果を人や地域に生かす生涯学習～

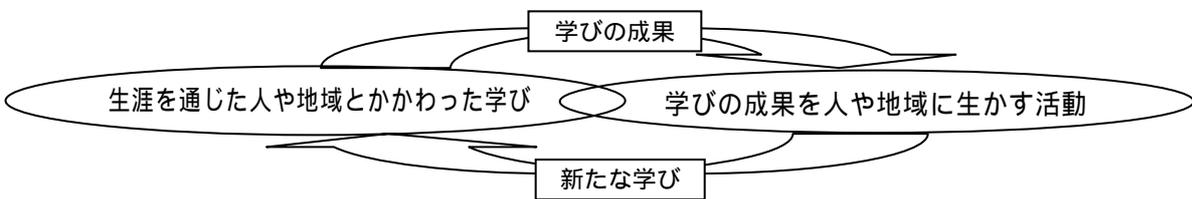
【基本的視点】

- 1 社会の変化に対応した生涯学習の基盤づくりと多様な学習機会の活発化を図る。
- 2 学校・家庭・地域が連携して家庭・地域の教育力の向上に取り組む。
- 3 地域課題を学び、課題解決に向けて住民が主体となった地域活動を推進する。

【施策の柱】

1 生涯学習の基盤づくり	2 子どもの未来づくり	3 地域コミュニティの再生
生涯学習の基礎づくり 幼年期の家庭教育の重視 青少年期の地域とのかかわりの重視 多様な学習機会の活発化 中・高齢者の学習機会の充実 働き盛り世代の学習機会の充実 指導者・推進役の人材養成 学習情報の提供体制の充実 情報共有化と多様な情報発信 生涯学習推進センターの機能強化	子どもと大人の「共育」の推進 放課後事業や学校支援等の拡充 PTA活動の活性化への期待 豊かな交流・体験活動の推進 伝統文化伝承、自然・農業体験活動の推進 キャリア教育、多様な交流活動の推進 地域の家庭教育支援 子育ての学習機会の提供 地域で支援する体制づくり 学校・家庭・地域の連携協力 課題や目標の共有化 開かれた学校、企業等へ期待	地域課題の学習や地域活動の推進 地域課題の学習機会の充実 中・高齢者や青少年を核に 地域活動・ボランティア活動への参加促進 地域活動やボランティア活動への期待 学校・企業等における活動促進 地域の学習や活動の拠点づくり 地域づくりの総合的な拠点 公民館 地域を支える情報拠点 図書館 地域の大人も学ぶ拠点 学校 関係機関等との連携 NPO・企業・大学等との連携推進

【めざす姿】〈 学びが循環する社会の創造 〉



【重点項目】 「つ・な・が・り」で築く長野県の生涯学習

- | | |
|---------------------|--|
| 「つ」：つなぎ役と推進役の人づくり | ➡ コーディネーター・指導者の養成と活用 |
| 「な」：長野の魅力を次世代へ継承 | ➡ 地域の「文化力」を再発見する活動の推進
豊かな自然を生かした体験活動の推進 |
| 「が」：学習や地域活動の拠点づくり | ➡ 全国最多の公民館を活用した地域活動の推進 |
| 「り」：利便性の向上と連携・協働の推進 | ➡ ICT活用、民間・大学等との連携・協働の推進 |

「地域力」・・・住民等が自立しつつ協働して、地域課題を解決したり、地域の価値を創造したりする力
 「文化力」・・・文化芸術のもつ「人を感動させ魅了する力」や「地域の魅力や価値を高める力」等（『長野県文化芸術振興指針』の定義）

第1章 生涯学習振興の現状と課題

1 生涯学習振興の現状

(1) 生涯学習振興を取り巻く潮流

わが国では、経済の発展に加え、高度情報化や少子高齢化等の進展を背景として、人生80年時代を迎える中で、人々のライフスタイルが大きく変化してきています。人々は、物の豊かさに加え、心の豊かさを望み、生涯を通じて生きがいのある人生を過ごし、その中での自己実現を図るため、学習活動への意欲や関心が高まり、多様な学習の機会を求めています。

近年の科学技術の高度化や産業就業構造の変化等により、学校教育で学んだ知識・技術にとどまらず、生涯にわたり、新しい知識や教養、技術を習得する多様な学習が必要となってきました。高齢者人口の増加や「団塊の世代」の大量退職等の現実から、高齢者や退職者等の生きがいづくりにつながる学習や活動の機会の充実など、生涯学習が果たす新たな役割が生じてきています。

本県でも、少子化や核家族化、過疎化、都市化、価値観の多様化等により、全国の傾向と同じように、家庭・地域社会の教育力の低下が懸念されています。家族の形態が様々になり、子どもも大人もゲームやインターネット等で過ごす時間が増え、子育ての仕方がわからないという保護者も増加傾向にあります。大人は仕事中心の生活であったり、人とのかかわりを避け個人主義的な考え方になったりするなど、社会や地域活動へのかかわりが減少する傾向にあります。

平成18年に教育基本法が改正され、「生涯学習の理念(第3条)」として、生涯学習社会の実現と教育の機会均等などが新たに盛り込まれた他、「家庭教育(第10条)」、「幼児の教育(第11条)」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力(第13条)」などの条項も追加されました。また、中央教育審議会では、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興について～知の循環型社会の構築を目指して～」の答申(平成20年)の中で、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」

と「社会全体の教育力の向上」についての方策を提言しました。

本県においては、直面する変化や課題に的確に対応し、新たな時代にふさわしい長野県づくりを計画的、総合的に推進するため、長野県中期総合計画（計画期間：平成20～24年度）資料1参照が策定されています。計画では、「“活力と安心” 人・暮らし・自然が輝く信州」を基本目標に、「明日を担い未来を拓く人づくり」が施策の1つの柱であり、その中で「生涯を通じた学びや育ちの環境づくり」を目指すこととされています。

また、本県の教育振興のための施策に関する基本的な計画である、長野県教育振興基本計画（平成20～24年度）資料2参照が策定されており、この計画の中で、今後10年間を通じて長野県教育がめざす姿として、次の3つの基本目標が掲げられています。

知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成
多様性を認め、共に生きる社会の実現
社会全体で共に育み共に学ぶ教育の推進

（2）本県の生涯学習振興の現状

本県では、平成3年10月、21世紀初頭を目途とした「長野県生涯学習基本構想」が策定されました。誰もが自分にあった学習活動に親しみ、個性と能力を伸ばし、その成果を社会の中で活用して、生きがいを持って充実した人生を送ることができる「生涯学習社会」の実現を目指して、生涯学習環境の整備に取り組んできました。

関係各課が連携して、多様な学習活動の活発化等に取り組むとともに、県生涯学習推進センターを拠点として、生涯学習情報の提供、地域の生涯学習指導者の養成、学習プログラムの研究開発等が行われてきました。生涯学習情報提供システム（信州らんらんネット）は、平成14年にインターネット化、平成19年にはリニューアルされるなど、利便性の向上が図られてきました。

県立長野図書館においては、県民の誰もが図書館サービスを楽しむ環境を

整えるため、平成21年3月、県内公共図書館の蔵書情報をネットワーク化することで、利用者が希望する本がどの図書館にあるかを検索できる横断検索システムや、インターネットで利用者が直接予約できる貸出システムが導入されました。

また、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができるよう環境整備を図るため、平成21年度からの5カ年にわたる「第2次長野県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

学校週5日制の導入や深刻化する青少年問題に対応し、学校教育と社会教育の連携・融合等により、家庭・地域の教育力の向上や青少年の体験活動の推進を図るため、学社融合フォーラムやPTA指導者研修会の開催、放課後子ども教室事業、青年の家・少年自然の家事業等が実施されてきました。

県内市町村においては、81市町村中、55市町村で生涯学習基本構想等が策定（平成21年3月現在）資料3参照 されており、公民館や生涯学習関連施設の整備等とともに、多様な学習機会や学習情報の提供が行われています。民間においても、多彩な学習機会が盛んに提供されるようになりました。

（3）生涯学習に関する県民の意識

平成20年度県政世論調査 資料4 参照 によると、「これまでの生涯学習を通じて身につけた知識・技能や経験を、どのように生かしていますか」（複数回答可）の問いに対して、「自分の趣味や健康、生きがいづくりなどに役立っている」と回答した人は50.3%であり、どの年代でも最も多い回答となっています。次に多いのが、「仕事や就職の上で生かしている」の32.4%です。また、「他の人の学習やスポーツ・文化活動の指導」、「ボランティア活動やNPO活動」、「それら以外の地域での活動」に生かしている、と回答した割合がそれぞれ10%前後です。直接的な指導やボランティア活動、地域活動に生かしている人の割合はあまり高くない状況です。

生涯学習の推進に関する県や市町村への要望 資料4 参照 としては、「多様な学級・講座などを多く開催し、学習の機会を増やす」（49.9%）、「学習に関する情報を収集し、住民に提供する」（43.3%）、「地域で生涯学習活動を推進しやす

い体制を作る」(41.4%)が上位にあり、これらの要望を踏まえてさらに生涯学習を推進することが求められています。

また、平成18年度県民満足度等調査 資料5参照 によると、県の様々な施策分野等49項目中、「生涯学習環境の整備」の満足度は上位5番目となっていますが、その重要度に対する評価は下位6番目です。「国際性あふれる社会の形成」「高度情報化の推進」「芸術文化活動の充実」「スポーツの振興」「ボランティア・NPO活動の振興」なども、満足度は上位ですが重要度は下位にある傾向が見られました。

2 生涯学習振興の課題

(1) 生涯学習の理念

「生涯学習」という言葉や概念は、「学校だけでなく、家庭・職場・地域社会などあらゆる場での学習」として広く社会に浸透するようになりました。

これまで、「生涯学習をしている」という場合、成人や高齢者が、自ら講座や教室を受講したり、自宅で学習したり、職場等で研修を受けたりする「個人的な学び」に留まり、地域や社会の視点につながっていないこともありました。しかし、それに加えて、人とかかわって課題を共有しながら学んだり、地域活動に参加したりするなどの「社会的な学び」もこれから求められる生涯学習です。改正教育基本法に新設された「生涯学習の理念」にあるように、「一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現」が求められています。

社会が様々な変化する中、だれもが生涯にわたって学び、その成果を適切に生かすことができる社会の実現を目指すことが重要です。

(2) 生涯学習を始める基盤

基本的な生活習慣の乱れや社会的マナーの不足している子ども、将来の進路が見

出させない若者、子育てに無関心な保護者など、様々な年代に固有の課題があります。自主的・自発的に学習するための素地を育成する幼年期からの家庭や地域社会の支援や、大人が時代の変化や課題に対応した学習をする機会、退職後に生涯学習や地域活動を始めするためのきっかけづくり等、あらゆるライフステージにおいて、生涯学習を始めきっかけづくりが必要になっています。

(3) 社会全体で取り組む子育て

都市化・過疎化、少子化の進展や経済的な豊かさの実現など社会が成熟化する中で、家庭や地域の教育力の問題や、子どもが何かに意欲的に取り組むことが難しくなりつつあることが指摘されています。教育の出発点である家庭の教育力を向上させるために社会で支援するとともに、社会全体で子どもを育てることができるよう、共に支えあう仕組みを築くことが大切です。そのためには、大人が自らの学びを次世代に継承するなど、自らを磨き高めていくことが求められています。

(4) 地域コミュニティの機能

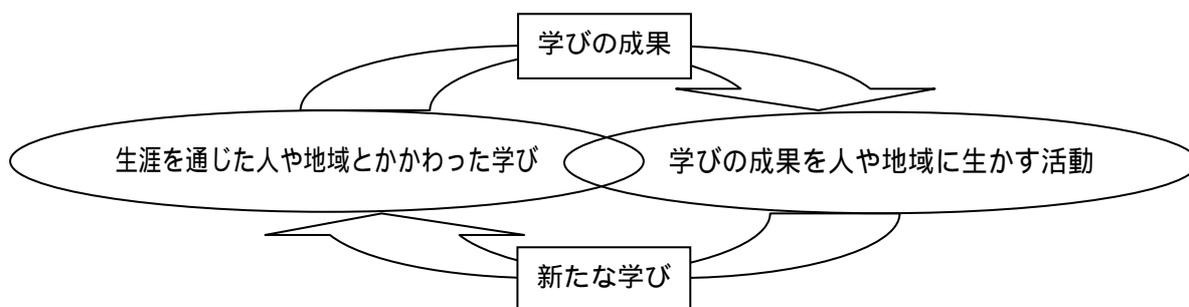
個々の人間関係の希薄化とともに、地域社会とのかかわりが弱くなっています。個人の考え方が多様化し、地域組織の加入率の低下や地域活動の担い手の減少など、地域住民の意識の低下や地域課題を解決する機能の低下が指摘されています。その結果、異年齢の遊びや異世代交流、地域行事や地域活動への参加などが減少しています。従来在地縁による学習や活動の活性化に加え、多様な人々や地域との新たな絆や信頼関係の構築により、地域コミュニティ機能の再生が求められています。

第2章 これからの生涯学習振興の基本的方向

1 基本目標

生涯学習振興の現状と課題を踏まえ、これからの生涯学習には、個人の生きがいや教養、趣味等に関する学習に加え、「人や地域とかがわって学び、学びの成果を人や地域に生かす生涯学習」が重要です。社会の一員として、地域社会づくりに主体的に参画できる学習や活動の充実が求められています。異なる年代や多様な人々との豊かな交流や支援による「学びの絆」を育み、地域の学びや活動にも積極的に参加することは、地域住民が自立しつつ協働して、地域課題を解決したり、地域の価値を創造したりする力である、「地域力」を高めることにつながります。そこで、本答申の基本目標を、「学びの絆で地域力を高める生涯学習の推進」～人や地域とかがわって学び、学びの成果を人や地域に生かす生涯学習～と設定しました。

2 めざす姿



これからは、各個人が積み重ねた様々な経験や知識、技能等による「学び」が継承され、さらに新たな創造や工夫につながる社会づくりが求められています。個人の学びだけに留めておかず、経験や知識、技能等が「人（タテの接続）」や「地域（ヨコの連携）」で継承・共有されるように、「学びの成果」が生かされることが重要です。そして、「学びの成果」を生かした活動を通して、「新たな学び」が創造されていくという、いわば、「学び」が社会の中で「循環」するシステムを構築すること、すなわち、「学びが循環する社会の創造」が必要です。

3 基本的視点

「学びが循環する社会」を創造するために、県民一人ひとりが多彩な人々や地域とかかわって学び、地域や社会の課題解決に向け、自らの学びの成果を人や地域に還元する活動を推進する観点から、以下の3つの基本的視点を住民、市町村、企業などの多様な主体と県が共有することが重要です。

(1) 社会の変化に対応した生涯学習の基盤づくりと多様な学習機会の活発化を図る

科学技術の高度化や産業就業構造の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、社会の変化に対応しつつ、生涯を通じて人や地域とかかわって学べる環境づくりを進めることが必要です。

そのためには、生まれてから青少年期までに、コミュニケーションの力や社会性を身につける基礎づくりを推進することが大切です。また、「団塊の世代」や働き盛りの世代などが、生涯学習を始めるきっかけづくりとなる多様な学習機会を提供することが求められ、中・高齢者がもっている経験や知識・技能を生かして、地域の学習活動の指導者や推進役となれるように人材の養成や活用を図ることが重要です。

(2) 学校・家庭・地域が連携して家庭・地域の教育力の向上に取り組む

社会の大きな変化の中で、学校や家庭、地域のあり方やその機能も変化してきました。家庭・地域の教育力の低下などが指摘される一方、地域の人々が子どもの放課後や学校の活動に協力しようとする動きが出てきたり、大人自身も活動にかかわりながら学んでいる意識が生まれてきたりしています。新たな連携の仕組みを構築し、関係者が一体となって、教育に取り組む必要があります。

特に、子どもに豊かな人間性や社会性、生きる力を育み、魅力ある資源や人々の知恵を継承するために、多様な世代がかかわって豊かな体験活動を推進することが重要です。

また、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭における教育を支援するために、関係機関や関係者が連携して、学習や相談・支援体制の整備など次世代育成支援を積極的に進めることが必要です。

(3) 地域課題を学び、課題解決に向けて住民が主体となる地域活動を推進する

人と人との支え合いや地域コミュニティの重要性に対する意識が高まってきています。一人ひとりが地域社会の一員として地域とのかかわりを深め、自分の個性や能力を発揮しながら、地域活動への参加や社会貢献の実践を図ることができ環境をつくることが重要です。

公民館など身近な施設が拠点となって、環境や福祉、教育、防災、安全等の生活課題や地域課題を学び、その課題解決に向けて地域活動実践に取り組むことが大切です。近年、中・高齢者や若者などが地域活動に積極的にかかわる事例が増えてきています。ボランティア・NPO、企業、大学などの多様な主体の活動やそれらの主体と行政との協働を一層促進することが必要です。

以上の3つの「基本的視点」を踏まえ、「施策の柱」として「生涯学習の基盤づくり」、「子どもの未来づくり」、「地域コミュニティの再生」について、以下の第3章から第5章に示します。

第3章 生涯学習の基盤づくり

1 生涯学習の基礎づくり

生涯にわたって自主的・自発的に学習活動に取り組むために、教育の原点ともいえる家庭や、家庭を支援する立場にある地域社会、そして学びの基盤をつくる学校がそれぞれの役割を果たしつつ、これらが相互に連携していくことが期待されます。特に青少年期までに、家庭や地域社会、学校の場で、人とのつながりを深め、社会とかかわる必要性・重要性を認識して、様々な取組をすることが求められています。

(1) 幼年期における家庭教育の重視

幼年期は、子どもの感性や自発性、社会的なかかわりなどの基礎的な資質や能力を育成することが重要です。その際、家族の考え方や態度、しつけが影響してくるため、次のような事柄を、家庭の中で習慣づけていくことが大切です。

- ・挨拶などの社会的マナーや生活リズムなどの基本的な生活習慣を大切にする。
- ・日常的に遊びや本に親しむ機会を大切にする。
- ・自分の思いを素直に表現したり、相手の意見を聴いたりするなど家庭内でのコミュニケーションを大切にする。
- ・大人自らが率先して行動する姿を見せ、お手伝いや家事分担で責任をもたせたり、人の役に立つことに喜びを感じさせたりする。

こうすることによって、子どもが自発的に活動したり、人とかかわろうとしたりする意欲を育てることが重要です。

(2) 青少年期における地域とのかかわりの重視

青少年期は、幼年期までに育てられた基礎的な資質や能力を基盤として、集団生活を通して、社会的に自立するための経験を積むことが重要です。学校だけでなく、地域の人とのかかわりの中でも、自然体験や地域学習、職場体験、ボランティア体験等を行うことが有意義です。その中で、自然や風土、歴史、文化等、郷土への思いが刻まれ、自分を大切に、人を思いやる心やふるさとを大切に思う心が育まれていきます。

また、この時期は、地域活動やボランティア活動に参加・参画して、社会的なかわりを持ち、人や地域に貢献する喜びを実感し、自らを他に生かす生涯学習が始まる時期でもあります。

成人や高齢者になって「仕事以外に自分の趣味や学習の時間をもちたい」、「人とかかわって学習や地域活動に参加したい」と、改めて生涯学習を始めようとした時、自らの青少年期までの経験や学びが生きてくるものと考えられます。

学校・家庭・地域においては、この時期に、生涯にわたって学ぶための基礎がつけられるという認識をもつことが大切です。

2 多様な学習機会の活発化

県民の学習に対する意識や活動は広範・多岐にわたるものとなってきました。ライフステージのあらゆる場面での学習を通じて、県民が自己実現を果たしていくことが求められています。とりわけ、職業生活で多くの時間を費やしてきた人々に対して、学習機会の充実につながる環境づくりを進めることが必要です。

(1) 中・高齢者の学習機会の充実

本県では、「シニア大学」や「地域いきいき実践塾」が実施され、また半数以上の市町村においては「高齢者大学」「老人大学」等の事業が行われ、公民館等の講座を加えると、多数の高齢者が自然・歴史・芸術・文化・健康・スポーツ等について元気に学んでいます。このように、高齢者の学習意欲は旺盛であり、そのことが社会の活力につながっていると思われれます。

「団塊の世代」や退職者等は、今まで培ってきた豊富な経験や知識、技能という「宝」をもっています。一方で、地域や学校等からは、「宝」を積極的に生かしてほしいという要望があります。県内市町村でも、「団塊の世代」等を対象にして、そば打ちや史跡めぐり、パソコンなどの講座が提供されていますが、退職者等はどのようにかかわったらいいか戸惑っているところがあります。そのよう

な人々が一步踏み出せるための手順の提示や学習活動が求められています。意識調査や学習ニーズの調査を行い、地域の人にかかわるきっかけを検討して、公民館や企業等で定年後の人生を考える講座や生涯学習のきっかけづくりなどの学習機会を充実していくことが必要です。

(2) 働き盛り世代への学習機会の充実

成人は、労働環境によっては、地域での生活時間が短く、地域の様子や活動に対する情報が不足していることがあります。地域の学習や活動とかかわって、自らの人生を豊かにしたいという希望はあっても、実際の行動に踏み出せずにいる状況がうかがえます。地域の組織や団体等は地域情報の発信を続けつつ、地域において小さな役割をもてる機会を広げるとともに、互いの顔が見える口コミを利用して広めていくことが大切です。併せて、社会全体で、勤労世代が学習や活動に参加しやすいように、仕事優先の働き方を見直し、仕事と生活の調和を大切に、いわゆる「ワークライフバランス」の実現を推進することが求められます。

子育て世代に対しては、不安を抱え、孤立しがちな家庭へ子育て支援体制を充実させ、我が子へのかかわり方についての学びを提供し、親としての自覚や自信をもたせるとともに、子育ての喜びを実感する学習の機会を提供することが大切です。

(3) 指導者・推進役の人材養成

地域社会への貢献意欲や学習意欲にあふれる「団塊の世代」や退職者を対象にした研修講座や指導者養成講座の充実も望まれています。経験や知識、技能を伝える手法等を学習するための支援が必要であり、指導者としての活動につながるプログラムづくりを行い、参加者が魅力を感じる内容と参加しやすい場所や時間等の設定を検討していくことが重要です。また、これまでの取組から、指導者養成講座等を受講した者が実際にどのように活動しているか等の調査を行い、指導者養成講座等のあり方を見直す必要があります。

特に、地域における子どもの育成や活動の活性化を図るために、県内の豊かな自然環境や伝統文化を生かす活動などを主体的に進められる指導者・推進役の養

成や支援が求められます。学習者は、自分のために学ぶだけでなく、その成果の生かし方や生かす場について見通しをもつことによって、学習の意欲や充実感が高まります。社会教育施設等では、学んだ成果を指導者となって生かす場の設定や、地域の関係機関等との連携によって、活動の機会等に関する情報提供を行うことが重要です。

3 学習情報の提供体制の充実

I C T（情報通信技術）の急速な進展に伴い、インターネット等の利用者は増加しており、日常生活のあらゆる場面での活用が進んでいます。生涯学習のニーズが多様化していることを踏まえ、広範な学習情報の共有化や多様な情報発信など、利便性の向上を図ることが求められています。

（1）学習情報の共有化と多様な情報発信

生涯学習を推進する上で、学習情報の提供は重要であり、求める人が求める情報を得やすいように、常に利便性の向上を図ることが求められています。生涯学習情報は、官民の教育機関や企業等と情報を共有し、学習者に提供するために、特に幅広い分野との連携が不可欠です。

情報の発信にあたっては、広域的な検索ができるホームページ等の電子媒体によるものと、市町村・地域レベルでの広報紙等活字媒体によるものと、双方に利点があります。生涯学習は多様な場と機会で行われるため、多様な対象者に対応して、個人や地域、団体、機関など、様々なところから情報発信することが必要となっています。

情報発信を行う施設では、学習者や学習企画者への情報提供とともに、団体登録や人材登録などを進め、コーディネーター（調整役）としての機能も果たせるような学習相談の充実を図ることが求められます。個人や団体等を対象にした学習相談の他に、生涯学習担当者を対象にした学習プログラムづくりにかかわる相

談の充実が望めます。

ただし、情報提供や相談にあたっては、情報セキュリティに注意し、県民が安心して利用できるように配慮することが必要です。

(2) 県生涯学習推進センターの機能強化

県生涯学習推進センターは、地域社会が抱える様々な課題の解決に向け、一歩踏み出す人材や住民自身が主役となる実践活動をリードできる人材の養成、「信州らんらんネット」等による情報提供 資料6参照 を通して、市町村や地域の生涯学習の振興や生涯学習によるまちづくりを支援しています。

研修講座においては、「まちづくりはひとづくり」をテーマとして、地域におけるコーディネーター（調整役）やファシリテーター（推進役）となる人材の養成やステップアップ研修を中心に企画しています。特に、地域の実践にすぐ役立つようにワークショップや事例発表などの参加型学習を取り入れ、生涯学習関係諸団体とも企画段階から連携をとりながら進めています。

これからは、新任の担当者や生涯学習を始める人を対象にした、誰でも参加できる「生涯学習入門講座」や、市町村担当者・公民館関係者・地域の生涯学習推進者を対象にした、市町村・地域の実践に役立つ「生涯学習プログラム作り講座」を積極的に企画していくことが求められます。

「学習の成果を生かす」観点から、講座の事前段階から、「学習の成果を生かす場や機会、活動内容」などの情報を市町村等から収集し、講座の中に成果の生かし方を提示・紹介するプログラム作りをしておく必要があります。講座終了後は、自主的学習会への継続的助言や、発表者・助言者等として講座に参加・参画する機会の提供、市町村等へ受講修了者情報の紹介を行うことが求められます。

学習情報の提供については、さらに「信州らんらんネット」の県民への認知度を高め、利便性の向上に努める必要があります。県民の学習ニーズが多様化していることを踏まえ、市町村の他に、民間を含めた様々な教育関係機関・団体・企業等との連携を図り、関連分野の情報の共有化を進めることが求められます。こ

れからは、時間や距離の制約を考慮して、センターで行われる講座や事例紹介などを動画配信する機能の導入を検討することが必要です。

調査研究事業として、県内の生涯学習推進状況の研究調査（資料7参照）を積極的に進め、課題や今後の方向性について県民や市町村、諸団体に対して情報提供や提案をすることが求められます。また、それと関連して、県民が生涯学習を始めるための参考となる、「生涯学習プログラムガイド」などの作成が望まれます。

第4章 子どもの未来づくり

1 子どもと大人の「共育」の推進

未来を担う子どもは「地域の宝」です。子どもが学校や家庭以外で大人とかかわる機会が減り、また子どもの自立を支えるべき大人も、地域の中でお互いのつながりが薄くなっています。学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、課題や目標を共有して、子どもも大人も地域社会の一員として、共に学び、共に育ち合う「共育」が求められています。

地域ぐるみで取り組む放課後対策や学校支援のボランティア、PTA活動などは、子どもを育てる場や機会となっているだけでなく、大人にとっても学び、育つ場であるという認識の下に、取組を展開することが大切です。

(1) 放課後子ども教室等の推進

子どもは、集団の中で学習や交流を行うことによって、教え合ったり、助け合ったりすることを学ぶとともに、自らを生かし、共に成長していきます。

放課後子ども教室や放課後児童クラブ等では、異年齢集団による体験活動や高齢者等との世代間交流活動、子どもたちが参画した学習や活動が展開され、子どもの安全な居場所を確保するとともに、子どもの「生きる力」を育成しています。また、学習や活動の指導・支援にあたっている大人や保護者が、子どもの成長を目の当たりにしながら、自らの生きがいや充実感をもって、子どもとともに多くのことを学んでいる場となっています。

(2) 学校支援ボランティアの拡充

保護者や地域の人による学校支援のボランティアが注目されています。子どもの安全を守る取組、部活動指導の補助、読み聞かせ、環境整備などに加えて、教科や総合的な学習の時間等で保護者や地域の大人が外部講師となって、伝統工芸・芸能や自然体験・農業体験等を通じて学校教育活動の支援をしています。『平成21年度学校経営の概要のまとめ - 小・中学校編 - 』資料8参照 によると全県的に小中学校でその活用が図られていること、また特色ある学校づくりを担

っていることがわかります。地域の支援者は、学校を支援しながら、子どもや学校から学ぶことが多いと語っています。子どもも大人も学び合える体制の整備や内容のさらなる充実が求められています。

(3) P T A活動の活性化への期待

保護者は日々子どもを育てながら、子どもから学んでいると言われます。一方で、保護者のあり方について従来以上に学習する必要性が指摘されています。どの地域にもあるP T Aは、子どもを中心に保護者と教職員が連携し、子どもの育ちを支援する組織です。P T A活動があまり盛んでない地域もありますが、昨今では、男性の会やO Bを巻き込んだ組織を作って活動し、学校と地域の橋渡し役となっているところもあり、保護者が地域の人とともに子育てについて学び、「地域の子」として、子どもの育ちを支援する活動を広げていくことが期待されます。さらに、孤立しがちな保護者等ともつながりを築きつつ、地域全体で共に学び、支え合う活動を展開することが望まれます。

2 豊かな交流・体験活動の推進

本県にある豊かな自然環境と変化に富んだ風土や歴史などを誇りとして、各地域でその魅力が次世代に伝えられてきました。最近では、都市化・過疎化、少子高齢化の進行等に伴い、多様な世代が時間と場所を共有する機会が減少しています。

子どもは、異年齢・異世代による交流・体験活動を通して、伝統文化や自然環境、大人の生き方等から受け継ぐべきものを豊富に体験することができます。また、そうした活動は子どもを育てると同時に、大人自らの学習や経験を生かす機会にもなり、地域を元気にする力となることが期待されます。

また、若者の労働・雇用状況が変化している中、「団塊の世代」や「職人」といわれる人々もつ経験や技術を生かして、青少年のキャリア教育にかかわることで、地域の魅力の再発見や地元の産業への関心につながることを期待されます。

多様な世代がかかわって、子どもの体験活動を推進し、また、次世代に魅力を継承する仕組みづくりと場の創出を積極的に図る必要があります。

(1) 伝統文化等の伝承活動の推進

本県の豊かな文化芸術は、人々に感動や安らぎなどをもたらし、地域の一体感を醸成し、魅力ある地域づくりの役割を果たしてきました。文化芸術そのものもつ「人を感動させ魅了する力」や「地域の魅力や価値を高める力」等、いわゆる「文化力」(『長野県文化芸術振興指針』による定義)を生かして、地域の伝統文化の伝承活動が積極的に推進されることが求められています。

伝統文化や芸能に関する学習や体験活動は、学校でも地域の方々の協力を得ながら、総合的な学習の時間等で取り組まれています。地域の青年や大人が後継者の育成にかかわることによって、異年齢・異世代間の交流を進め、感動体験を共有しながら、先人・年長者を敬う心や地域を愛する心、思いやりの心を育成していくことが重要です。また、地域行事や祭り、イベントなどに、親子で参加することによって、親も地域とかかわる機会になるとともに、子どもと大人が顔見知りになり、挨拶や会話が広がるなど社会性や協調性、地域への愛着心を培っていくことが必要です。

(2) 自然体験活動・農業体験活動の推進

子どもが家の中でテレビやゲーム、インターネット等で過ごす時間が増え、バーチャル(仮想)の体験が多くなり、外遊びの時間や家の手伝いを通して体験することが少なくなっています。このようなことが子どもの心身に悪影響を及ぼしていると指摘されています。

本県の豊かな自然を生かした、自然体験活動や農業体験活動を通して、豊かな感性を育むとともに、異年齢・異世代の人々とのふれあいにより、社会性・協調性を培うことが求められています。

経験豊富な大人や団体等が指導者となって、自然の中での宿泊体験、植林や下草刈り等の林業体験、休耕田を利用した農業体験、河川の生物調査や清掃活動等を行うことは、子どもに地域への愛着心を培い、地域の魅力を次世代へ継承していくことにつながります。小学校において長期自然体験活動が進められる中、行政や関係団体が連携・協力して、地域の活動場所の確保や青少年教育施設等の活用を図りつつ、体験活動の指導者や推進役の養成を実施していく必要があります。

本県の各地には、地域の歴史や特色を生かした郷土食や食文化が豊富にあります。この特長を生かして、食育や農業体験活動を推進していくことが求められています。従来、食生活改善推進員や農村女性のグループなどが地域で自主的・主体的に取り組んできましたが、依然として朝食欠食など日常生活の乱れや生活習慣病の増加など様々な問題が生じています。食を通して、生涯にわたって心身の健康と豊かな人間性を育むために、学校・家庭・地域が連携して食育に取り組むことが重要です。

(3) キャリア教育の推進

地域活動やボランティア活動に積極的に取り組み、その活動を自分の将来の進路選択に結びつける青少年がいる一方、社会とかがわった活動に関心が薄い青少年もいます。この背景として、家庭や地域の中で汗を流しながら「役に立っている」と実感する体験が減少していることが考えられます。そのため、このような体験の機会を意図的・計画的に提供することが重要です。

その一つとして、勤労世代に加え、「団塊の世代」や高齢者が、自らの経験を生かして、学校や地域における職場体験活動などキャリア教育の指導にあたることを期待されます。多様な人々とのかかわりにより、青少年は自らの将来像を描きやすくなり、社会的マナーや勤労観を体得できます。未来を拓く青少年に地元の産業への関心を呼び起こし、地域の活性化につなげることも重要です。

(4) 中・高校生の子育て体験活動の推進

「総合的な学習の時間」や職場体験学習、家庭科学習の一場面として、中・高校生が保育所や幼稚園、子育て支援センター等で、乳幼児とかがわる子育て体験が多く取り入れられています。子育て体験を通して、いのちの愛おしさを感じ、また子育て中の親の話をお聴くことにより、自分自身の親への感謝の気持ちを持ち、子育ての苦労や喜びに共感できます。中学生や高校生が親となった時、子育てを肯定的にとらえ、また主体的に子育てする基盤になるとともに、他者と協力して幅広く子育てを支援しようとする態度や行動になっていくものと期待されます。

(5) 多様な人々との交流活動の推進

障害のある人もない人も、だれもが社会の一員としてあらゆる活動に参加できることがあたりまえであるという、ノーマライゼーションの理念の実現のために、地域住民すべての理解のもと、「心のバリアフリー化」が必要であることが指摘されています。また、国際化の進展に伴い、外国籍県民等が増加する中、生活習慣や文化の違いを認め合い、共生できる社会の実現を図ることが求められています。地域の様々な場や活動に、障害のある人や外国籍県民等、誰もが参加・参画できるように配慮し、多様性を認め、共に楽しみ、共感し合う交流や体験活動を推進することが重要です。

3 地域の家庭教育支援

子どもの生活の乱れ、子どもへの虐待の増加等の一因として、家庭において、基本的な生活習慣、豊かな情操、思いやりや善悪の判断などの倫理観などが身につけていないなど、家庭の教育力の低下が懸念されています。

本来、家庭教育はそれぞれの家庭の価値観や考え方によって行われるべきものですが、社会全体の現状と課題から、家庭における教育を支援することが求められています。

学習を希望する保護者だけでなく、支援を必要としている保護者等を対象に子育てについて学習する機会を充実させる必要があります。

関係団体等との連携により、情報提供や子育て相談にかかわって地域で支援する環境づくりを進める必要があります。

(1) 子育ての学習機会の提供

親の中には、自ら学び、親同士のつながりがある親がいる反面、仕事などで学習機会に参加できない親や、子育てに無関心な親、悩みを抱え孤立している親等、周囲からの支援を必要としている親もいます。様々な状況にある親に子育てに関する学習機会を提供するとともに、手が行き届きにくい親へのかかわり方など、子育てを支援するための学習機会を提供することが必要です。

また、少子化や生活スタイルの多様化等により、子どもも大人も身近に乳幼児と接する機会が減少し、乳幼児の実態がわかりにくくなっている傾向があります。そこで、将来親となることや、子育ての身近な理解者となることを考え、中・高校生等に乳幼児と接する機会を積極的に提供し、子育てについての理解を深めることが大切です。そのため、子育て学級や子育て支援センター等と保育所や幼稚園、学校等が連携して学習機会を提供することが必要です。

(2) 地域で支援する体制づくり

教育・医療・保健・福祉などの関係部局やNPO等が連携して、親同士が気軽に情報交換したり、協力し合ったりする場の設定や、子育ての不安や悩みを解消するための相談体制の整備を一層推進する必要があります。

子育て経験者等が、自らの経験と知恵を生かして、同じ思いを抱える親同士の交流や身近な子育て相談にかかわることが期待されます。また、各地で、自主的に子育てグループやボランティア・NPO等の民間団体を立ち上げ、仲間を増やしたり、子育て相談に対応したりする等、支援活動内容が広がっています。子育て中の親の関係づくりを一層進めることが重要です。

仕事をもつ親が安心して子育てできるように、企業等にも配慮を促すことが必要です。様々な関係機関が連携して、親子を継続して見守り、支援していく体制の整備を図り、地域におけるきめ細かい家庭教育支援を行う体制づくりが求められています。

4 学校・家庭・地域の連携協力

子どもを取り巻く様々な課題があることから、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を適切に果たしつつ、課題の解決に向け、相互に連携協力して、地域全体で子どもを育むことが重要です。

学校と公民館等が連携して取り組む、学社連携・融合の実践は広く行われていますが、子育て支援や学校への支援、日常の子どもの遊びや体験活動等、新たな課題

が生じてきています。情報や目標を共有し、推進役やコーディネーター（調整役）、ボランティア等の人材確保と養成を行うなど、体制の整備を図り、学校や家庭、そして企業や関係団体を含めた地域社会を構成するものが、一層の連携協力を図ることが求められています。

（１）課題と目標の共有化

学校・家庭・地域が連携協力して、地域で一貫して子どもの成長を見守り、育て、支えることが地域全体の教育力の向上につながります。懇談会や集会（「地域ぐるみの子育てフォーラム」等）を開催し、それぞれの立場から課題を持ち寄り、子どもの教育について課題や目標を共有することが大切です。

目標を共有し、地域全体での取組を実践するためには、推進役やコーディネーター（調整役）、ボランティアとなる人材の発掘や養成が必要です。学校・家庭・地域の連携協力が円滑に行われ、継続的な取組になるように、体制の整備を図ることが求められています。

（２）開かれた学校づくり

学校においては、教職員だけでなく地域の力を活用した学校運営や開かれた学校づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、社会全体で子どもを育む教育に取り組む必要性を認識し、その体制づくりに積極的に関わることが必要です。校務分掌に地域連携担当係を位置づけたり、教職員全体で支援の要望を検討したりするなど、地域のコーディネーター（調整役）との連携を密にすることが重要です。

県内では、保護者や地域住民が児童・生徒とともに学校の授業に参加することによって、双方で新たな学び合いが生まれ、学校も授業改善に役立っている取組が見られます。地域の支援によって学校が学びの拠点となり、子どもも大人も集って生き生きと学ぶ姿が広がっていくことが期待されます。

（３）企業等への期待

企業も地域社会の教育力向上の役割を担っていくことが求められています。学校等と連携したキャリア教育（職業体験・出前講座）への協力やインターンシッ

プの導入により、企業としての教育力や資源を活用し、学校外の学びの支援や従業員の技術・経験を生かす環境づくりに取り組むことが望まれます。

第5章 地域コミュニティの再生

1 地域課題の学習や地域活動の推進

本県においては、公民館等が拠点となって、地域課題や生活課題に積極的に取り組んできました。しかし、個人の価値観の多様化や、生活実態の変化、過疎化・都市化等により、趣味や教養など個人のニーズに応える学習が多くなる傾向があります。また、地域住民の連帯感の希薄化に伴って、地域活動への参加者の減少や地域の既存組織への加入率の低下等が現れています。環境や福祉、防災、まちの活性化などの課題を地域で主体的に学び、様々な年代が連帯感をもって参加・参画する地域活動の推進は、地域コミュニティの再生にとって不可欠です。

(1) 地域課題の学習機会の充実

本県の主な地域課題として、次のようなことが指摘されてきました。

中山間地と農業地域における高齢化・過疎化、若年層の都市部への流出、地域の担い手不足と役員の負担増、宅地開発等による新旧住民の意識のずれ、高齢者の一人暮らし世帯の増加、中心市街地商店街の衰退・空洞化、自然荒廃と環境問題、在住外国人の増加等。

これらの課題解決に向けて、県内の公民館等で様々な学習が展開されてきましたが、近年、趣味や教養の講座等、個人のニーズに応える学習が多くなる傾向がみられ、公民館等でも「カルチャーセンター化している」と指摘されることがあります。社会状況の変化等から、文化・教養の他に、環境や資源、保健・医療・福祉、防災や安全、まちの活性化などの課題の重要性が高まり、住民と行政が協働して地域課題をどう捉え、考え、取り組んでいくかが重要になってきています。地域に多様な人々が暮らし、ライフスタイルや価値観が異なる中、一人ひとりの問題をみんなの問題にしていく「住民自治」を促す学習が期待されています。このため、地域課題や現代的課題等について学ぶ機会を積極的に提供し、「個人の学び」から「地域の学び」へと展開していく手立てが必要です。

(2) 中・高齢者や青少年を核に

本県は、高齢者の就業率が全国一の高さ(全国平均 21.1%、長野県 29.9%『平成 17 年度国勢調査』)であり、生きがいをもって働く高齢者が大勢います。また、多くの高齢者が、地域のために役立ちたいという思いをもち、自らの経験や知識を生かして主体的・積極的に社会参加しています。このことは、高齢者にとっても人生を豊かにしていくために重要なことです。

退職を迎える世代を対象にして、長年にわたって培った豊富な経験や知識、技能を次世代のために発揮できる場の提供や、新たな地域活動に取り組むきっかけづくりが不可欠です。「団塊の世代」など定年を迎えた世代が、若い世代や行政を巻き込んで、地域での子育て支援や伝統文化の継承活動、異世代間交流活動などに参加する意識を高め、様々な地域課題に取り組み、地域を活性化させる推進役となることが望まれます。

若者は地域とかかわる動機や手段が少なくなっています。付き合う人が少なく生活経験も乏しい若者は、人間関係をうまく構築できないと指摘されています。若者は地元を離れる傾向があるものの、働きかけ次第で、地元に戻り、地元で活躍する意思はあると考えられます。働く場の確保や通勤の利便性などの課題がありますが、若者を地域づくりの柱に据えることが、若者を育てると同時に地域の担い手の育成につながるという発想が必要です。

2 地域活動・ボランティア活動への参加促進

地域の規模が小さいほど、地域活動に参加する人の比率が高く、高齢者の多くが地域に貢献したいと考えています。ボランティア活動・NPO活動の経験者はそれほど多くはありませんが、活動したいという意欲は高い傾向が見られます。地域課題の学習や地域活動の実践に自発的に取り組むことへの関心の高まりは、人々がともに支え合う社会を求めていることの現われと考えられます。地域活動・ボランティア活動は、これからの地域社会にとって、人々のつながりを深め、地域力を高め

る重要な活動になっています。

特に、高齢者や「団塊の世代」などがもつ経験や知識、技能などを生かし、若い世代を巻き込んだ地域活動のあり方が期待されます。また、学校や企業等においても、地域活動やボランティア活動の体験や、活動への参加・参画を積極的に促進する取組が求められます。

(1) 地域活動やボランティア活動への期待

全国的にも注目される本県の地域活動の特色として、農村において女性が地域のリーダーとして自主的に活動に取り組んできたことが挙げられます。農産物加工や食育、福祉、地域づくりなどを通じて、暮らしや健康づくりなど身近な生活課題を自分たちで解決する実践活動に取り組んできました。

近年、社会の変化や仕事・子育て等が忙しいなどの理由で、住民が地域活動に参加・参画することから遠のいている実態がうかがわれる一方、呼びかけや学習をきっかけにして、地域で新たな自主的活動を行うグループや団体が生まれています。身近な母親グループやスポーツ指導の仲間、花づくりのグループなど、同じ思いをもつ者が自分たちにできることから活動を始める動きが出ています。

平成20年度県政世論調査 資料4 参照 によると、「地域で安心して暮らせるよう、住民相互で助け合う『地域の支え合い』活動を必要だと思うか」の問いに、「必要だと思う」と回答した人の割合は85.3%と高いものでした。地域の支え合い活動を円滑に進めるためには、「日頃から住民相互のつながりをもつよう心がけること」が必要だと回答した人は8割、「自治会、町内会などが中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること」が必要だと回答した人が5割を超えました。このように、住民相互の連帯や交流に対して強い必要性を感じています。

同じ調査 資料4 参照 で、ボランティア活動・NPO活動の経験の有無と意欲についての設問に対して、「これまでしたことがない」が約6割ですが、「機会があればしてみたい」と「是非したい」を合わせると、約5割の人が活動をしたいという意欲をもっています。

ボランティア活動に対する関心は、阪神・淡路大震災（平成7年）や日本海の重油流出事故（平成9年）、長野冬季オリンピック・パラリンピック開催（平成10年）を契機に高まりました。ボランティア活動は、実際に活動しようとするれば、関連した知識や技術の習得のための学習が必要になり、また活動に参加することで、必然的に更なる学習に発展することになるなど、生涯学習と密接な関係にあります。その活動分野は福祉、保健、医療、環境、教育、文化、国際交流など多岐にわたっています。

かつては、「お互いさま」、「支え合い」の精神のもとに地域や近隣で行われていた活動が減り、自治の精神が弱まっている中、地域活動・ボランティア活動等の果たす役割がますます重要になっています。自分の能力や学習の成果を生かして社会に役立てるとともに、人々との交流などを通じて、自分自身の生活を充実したものにするなど、これからの社会の新しい活力を生み出す活動として期待されます。

（2）学校における地域活動の促進

かつては、子どもは地域の「おじさん」「おばさん」から叱られ、地域で学ぶことが多くありました。今は、意図的に地域の人とかかわる機会が必要で、地域行事や地域活動、ボランティア活動を通して、「大人からいろいろ教えてもらえる」「ほめられてうれしかった」「自分は人から必要とされている」ということを実感することが大切です。県内の多くの小・中学校では地域の協力を得て積極的に地域に出かけて、地域活動・ボランティア体験活動を実施していますが、さらに活動内容や期間、継続性の充実が期待されます。高等学校や大学などにおいては、実施に向けて、単位を認定するための評価方法等を研究して、計画的なボランティア活動を実践することが望まれます。

（3）企業等における地域貢献活動の促進

企業等は、社会の一員として、人材や資金、施設、技術等を活用して、積極的に社会貢献することが責務であると考えられるようになってきました。企業等の

設立の理念を理解してもらい、社会的イメージを高める上でも社会貢献活動は重要であるという認識が広まりつつあります。

従業員等のボランティア活動への参加促進のために、活動休暇の導入や活動情報の提供、活動体験の機会等の充実を図ることが望まれます。

(4) ボランティア情報と受け入れ

地域活動・ボランティア活動の支援として、社会福祉協議会やボランティアセンターなどで、ボランティア活動に関する相談・援助、情報の提供、講座の紹介、ボランティアの研修・養成等を行っています。本県でも、県生涯学習推進センター、長寿社会開発センター、国際交流推進協会等で活動の支援を行っています。体験講座などの活動の紹介や体験の機会を提供して、様々な年代の人が、活動に興味をもって始めるきっかけとなる必要があります。

公民館や図書館、博物館、スポーツ競技大会等においても、ボランティアを希望する住民を積極的に受け入れる方向で進んでいます。さらに幅広いボランティア活動の展開が期待されます。

3 地域課題の学習や地域活動の拠点づくり

公民館や図書館、学校は、地域住民にとって身近な交流の場であり、地域の学びと活動の拠点として重要な役割を果たすことが求められています。住民が気軽に足を運べるような工夫がされ、今日的な地域課題等を含め、主体的・自立的な学びができるよう支援していく必要があります。

公民館は、本県の公民館が培ってきた、住民の生活や地域課題に向き合った学習を大切にし、その成果を地域活動にさらに生かしていく必要があります。

図書館は、課題を解決するために必要な資料や情報を的確に提供し、住民の学習を支えることが求められます。読書ボランティアのグループ・団体等の取組が広がっていることから、住民の主体的な地域活動をさらに支援していく必要があります。

学校では、地域住民が学校行事や公開授業に参加することや、講師として授業にかかわることが多くなっています。地域全体で子どもを育てる必要性・重要性が高

まっております。住民がさらに子どもとかかわり、住民にとっても学びの場となることが大切です。

公民館や図書館、学校は、住民が主体となって活動できるように、ボランティアやグループ・団体等の支援を行い、指導者や推進役、調整役を育成して、関係機関等との連携・協力を進めることが求められます。

(1) 地域づくりの総合的な拠点としての公民館

公民館においては、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会が提供され、さらに生活課題や地域課題に対応した取組や、子どもや若者、働き盛りの世代も含めた幅広い地域住民が気軽に集まり、情報が集まる総合的な地域づくりの拠点であることが求められます。

本県は公民館数が全国一 資料9参照 であり、本館、分館、地区館等があり、地域に最も密着した社会教育施設となっています。公民館は、地域住民の様々な生活課題や地域課題を解決するために、半世紀以上、住民の手で地域を拓く力を育て、安心して暮らしやすい地域の創造に大きな役割を果たしてきました。社会経済の変化や地域の連帯感の希薄化等により、公民館への期待が大きくなっています。本県の公民館が進めてきた、「学習と暮らしを結ぶ」手法を生かし、趣味や教養の学級・講座だけでなく、生活課題や地域課題に向き合った学習を行い、その成果を地域コミュニティの再生に生かしていくことができるように、これまで以上に取り組んでいくことが求められます。

公民館では、環境・福祉・教育・防災・安全等の生活課題や地域課題の学習活動を充実させることが求められています。住民の意向や意見を聴取する機会を設定し、それを踏まえた学習の企画・運営や成果の生かし方を検討するなど、住民の意向をより反映することが必要です。学習者同士が自主的に継続して交流や学習をする機会と場づくりもできるよう、地域活動に取り組む推進役の育成や、地域社会と学校・家庭をつなぐボランティアや指導者を育成する仕組みを充実させることが重要です。

これまで公民館活動にかかわりが薄かった、中学生・高校生・大学生等の若い世代が地域活動に参画できる事業を積極的に行うことが求められています。乳幼児から高齢者まで多様な住民がかかわる異世代間交流等の活動の機会を設定するなど、様々な年代の人たちが公民館に集まり、学習をすることで、新たなかかわりが生まれ、地域コミュニティの再生につながることを期待されます。

公民館には、住民の学習や活動を支援するために、住民の要望を把握し、地域課題をともに考え、地域資源や人材に精通した専門的職員の存在が大切です。住民との対話により地域情報をつかみ、地域の人材育成や団体間の調整役を担うなど、人と人とのつながりを重視する公民館に、専門的職員を配置し、力量を向上させる研修の充実が期待されます。そのことが地域住民にとって公民館が地域の学びや活動の拠点となる重要な要素になっていると考えられます。

(2) 地域を支える情報拠点としての図書館

図書館は地域の情報拠点として住民の読書活動を支援しています。本県には人口一人当たりの貸出数が同規模の公立図書館で全国一位の図書館があります。そこでは、子ども連れの人でも利用しやすくしたり、開館時間を延長したりして、気軽に利用できる工夫がされています。また、イベントなどを開催し、住民が集う場としての多彩な取組が行われています。

子どもの頃から読書を通じて感性を磨き、想像力を豊かなものにするとともに、情報を活用する能力や読解力を身につけることが求められています。保護者が子どもを図書館に連れて行き、一緒になって本に親しむことによって、子どもが本を読むことが好きになる傾向があります。

住民は、社会の変化に対応して、生活や仕事に必要な資料、生活課題や地域課題を解決するために必要な資料や情報を的確に収集して、学習することが必要になっています。図書館では、子どもにも大人にも必要な知識や適切な情報が入手できるような環境の整備が不可欠です。

県内のほとんどの市町村で、おはなし会や読み聞かせなどを行う読書ボランティアのグループや団体が活動しています。自主的な組織を作り、自らの活動範囲を広げながら、生涯学習の実践者となっています。地域における読書活動の推進役であると同時に、家庭教育を支援する役割も担うことが期待されています。

図書館では、利用しやすい運営方法の改善に努め、情報提供や講座の開催、図書館の機能をアピールしていくこととともに、ボランティア活動等が効果的に行えるように、学校や関係機関、住民団体、NPO等と連携・協力を行うことが重要です。

(3) 地域の大人も学ぶ拠点としての学校

学校においては、地域の力を活用した学校運営や開かれた学校づくりを進め、社会全体で子どもを育む体制づくりに積極的に関わることが求められています。

県内の学校では、音楽会や文化祭、運動会等の行事や公開授業に、保護者だけでなく地域住民の参加や協力を呼びかけ、学校に集まる機会を増やしています。地域の大人が「総合的な学習の時間」や教科の授業で講師として来校したり、放課後対策事業等で日常的に子どもとかかわったりすることが多くなっています。さらに、地域住民が児童・生徒とともに授業に参加することによって、双方の学び合いや授業改善に役立っている例や、空き教室や放課後の施設を利用して、地域住民が学習活動やスポーツ・文化活動を行っている取組が見られます。このように、地域住民の参加・参画によって、学校が大人にとっても学びの場所となる仕組みづくりを進め、子どもも大人も集って生き生きと学ぶ姿が広まっていくことが期待されます。

4 関連機関等との連携

地域住民による地域活動等へ参加・参画は、人々の住みやすさや暮らしやすさに対する思いや願いを具体化していく活動であり、同時に、そうした活動を展開する人を育成する営みです。環境・福祉・教育・防災・安全等の生活課題や地域課題についての学習や実践も生涯学習として位置づけられ、「生涯学習によるまちづくり」

や「まちづくりはひとづくり」として進められています。

住民を主役にした学びの成果を生かすために、教育委員会関係だけの取組ではなく関連部局との連携が重要です。そのために、本県でも、生涯学習推進体制として、行政の関係部局の職員による生涯学習推進本部が設置され、知事が本部長になって事業を実施しています。生涯学習基本構想や計画を策定した市町村では、行政の各部局を網羅した推進体制が整備され、生涯学習によるまちづくりが重点事業として取り組まれています。また、社会教育関係団体やNPO・ボランティア団体、企業、大学等が、住民に様々な地域活動等に参加・参画する場を提供できるように、相互にネットワークづくりを進め、情報提供や推進役・調整役の育成などを支援することが求められます。

第6章 「つ・な・が・り」で築く長野県の生涯学習

「学びの絆で地域力を高める生涯学習の推進」を図るにあたって、長野県の生涯学習の4つの重点項目を以下に示します。「学びの絆」、「人や地域とのかかわり」、及び「つらなる つながる 信州 人づくり」(長野県教育振興基本計画)を象徴して、キーワードは「つながり」です。

「つ」: つなぎ役と推進役の人づくり

コーディネーター(調整役)・指導者の養成
人材登録・紹介システムの充実

「な」: 長野の魅力を次世代へ継承

地域の「文化力」を再発見する活動の推進
豊かな自然を生かした体験活動の推進

「が」: 学習や地域活動の拠点づくり

全国最多の公民館への期待
公民館を活用した地域活動の推進

「り」: 利便性の向上と連携・協働の推進

ICT(情報通信技術)を活用した利便性の向上
民間・大学等との連携・協働の推進

1 「つ」: つなぎ役と推進役の人づくり

(1) コーディネーター(調整役)・指導者の養成

地域の潜在的な人材や資源を掘り起こし、それを有機的につなぎ、多様な学習活動の企画や各施設・団体等の調整、発展的な活動への助言を総合的に行うコーディネーター(調整役)・指導者を養成することが必要です。生涯学習行政に携わる職員の資質の向上を図るとともに、企画・調整・助言等の機能をもつ専門的職員を社会教育施設などに配置することが求められます。地域で活動するNPO・ボランティア団体等を対象に、このような役割を担う人材を地域などで養成・確保していくことが大切です。

また、学びの成果を活用するために、様々な関係機関や団体から、学習の成果を生かす具体的な場や機会、具体的な活動内容に関する情報収集や、学習成果の生かし方を提示・紹介するプログラム開発をする必要があります。受講後には、自主的・発展的な学習活動の支援や、他講座の指導者や助言者等として参加・参画を促す働きかけが求められます。

(2) 人材登録・紹介システムの充実

地域の優れた人材を積極的に見だし、学習者に紹介する人材登録と学習相談システムを一層充実させる必要があります。積極的な広報により利用促進を図るとともに、市町村・関係機関・学習団体等と連携して、受講修了者や優れた人材を紹介するなど、人材の有効活用を広げていくことが期待されます。

2 「な」：長野の魅力は次世代へ継承

(1) 地域の「文化力」を再発見する活動の推進

近年、地域住民が史跡を巡ったり、地域の歴史や文化について学習したりすることへの要求が高まっています。文化芸術がもつ、人と人を結び、地域の魅力や価値を高め、地域を元気にする力、いわゆる「文化力」が注目されています。学習した人が説明や指導を行う形で、自らの経験や知識を生かす取り組みも多く見られるようになっていきます。地域への愛着の念は、先人を敬うことや歴史・文化を大切にすることにより育まれます。そのためにも、子どもから高齢者まで気軽に集まり、地域の伝統や文化にふれる場や機会を充実させることが求められます。

公民館等の社会教育施設や学校において、地域の優れた人材を活用し、直接的に文化に親しむことのできる交流・体験活動を一層取り入れていくことが期待されます。特に、中・高齢者が子どもに地域の伝統や文化、遊びなどを教える機会を提供し、地域の「文化力」を再発見するとともに、次世代に伝えていくことが重要です。

(2) 豊かな自然を生かした体験活動の推進

子どもの生活が大きく変わり、安全に遊ぶ場所や近隣で遊ぶ仲間が減少して、

仲間との外遊びの時間や体を活発に動かす時間が失われつつあります。また家庭において手伝いを通して生活体験をすることが少なくなり、農家でも農業を経験しない子どももいます。

家族に頼りきりになる子どもたちが、公民館などで一定期間共同生活をしながら学校に通う通学合宿は、子どもの協調性や自立心を高めます。また、豊かな自然を生かした自然体験や農業体験は、豊かな感性や自立の意欲を育むとともに、地元の魅力を再認識する機会となります。

地域における経験豊かな人材や関係団体等が、指導者となって、自然の中や地域での宿泊体験、植林や下草刈り等の林業体験、休耕田を利用した農業体験、河川の生物調査や清掃活動等を行うことは、地域の魅力を次世代へ継承していくことにつながります。様々な自然体験活動を充実するため、行政や関係団体が連携・協力して、地域の活動場所の確保や青少年教育施設等の活用を図りつつ、体験活動の指導者や推進役を養成していく必要があります。

3 「が」：学習や地域活動の拠点づくり

(1) 全国最多の公民館への期待

本県は、条例で設置された公民館のみならず、条例で規定されていない自治公民館等を含め、全国で最も公民館数が多いことで知られています。公民館は、身近なところにあって、その発足当初から、住民が様々な生活課題や地域課題を解決するために学習と実践に取り組み、安心して暮らしやすい地域づくりに大きな役割を果たしてきました。社会状況の変化の中で、これまで公民館が進めてきた、「学習と暮らしを結ぶ」手法を生かし、学級・講座だけでなく、生活課題や地域課題に向き合った学習を地道に行い、これまで以上に、その成果を地域コミュニティの再生に生かしていくことが求められます。

(2) 公民館を活用した地域活動の推進

子どもと大人が、共に地域について学ぶ学習活動の提供をはじめとして、乳幼児から高齢者まで多様な住民がかかわる異世代間交流や体験活動の機会を充実

することが求められます。これまで公民館活動にかかわりが少なかった、中学生・高校生・大学生など若者が地域に関心をもち、地域活動に参画できる事業を積極的に行うことが重要です。地域の多様な人々とどうかかわって生きていくのが問われている今、様々な世代の人たちが公民館に集まり、学習活動や地域活動を通して、新たなかかわりが生まれてくることが大切です。

公民館では、暮らしとかかわった環境・福祉・教育・防災・安全等の生活課題や地域課題の学習活動を充実させ、身近な社会活動への参加について住民への啓発を図るとともに、地域活動を活性化するための推進役やコーディネーター（調整役）となる人材を育成・確保することが必要です。

公民館が地域のネットワークづくりの要としての役割を果し、地域の学びと活動の拠点となることが期待されます。

4 「り」：利便性の向上と連携・協働の推進

（1）ICT（情報通信技術）を活用した利便性の向上

県民が自らの希望する学習情報を「いつでも、どこでも、どなたにも」気軽に利用できるように、県生涯学習推進センターが運営している「信州らんらんネット」の一層の充実を図ることが求められます。積極的な広報により、県民への認知度を高め利用促進を図るとともに、学習者の多様なニーズや学習段階に応じた情報が入手できるように内容の充実を図る必要があります。特に、市町村担当者や推進者が活用できる「生涯学習プログラムの作り方」や実践事例の充実が求められます。また、民間を含めた様々な教育関係機関・団体・企業等の連携を進め、広域的な情報や関連分野の情報の共有化を図ることが必要です。また、時間や距離の制約を考慮して、講座や事例紹介を動画配信する機能の導入を検討することを期待します。

公民館等の身近な社会教育施設において、一般閲覧用のパソコン等を整備するとともに、ボランティア等がパソコンの操作方法について指導や補助ができる体制をとることが求められます。

（2）民間・大学等との連携・協働の推進

住民の生涯学習ニーズの多様化や生活圏の拡大等が進展する中、民間教育事業者やNPO・ボランティア団体、大学等との連携・協働による生涯学習の推進は、これからの生涯学習社会の実現を目指す上で不可欠です。

時代の変化に対応した先駆性、専門性等のある学習活動や地域活動を行っている民間団体や大学もあり、地域づくりの新たな担い手として期待されています。行政は、民間団体や大学等と適切な役割分担を行いながら、優れた事例やノウハウなどの情報交換を通して、連携・協働を強化していくことが望まれます。

従来行政主導によるきめ細かな住民サービスの実施は難しい情勢に直面しています。県民が自らの暮らしの満足度を高めていくためには、自ら地域の一員として活動していくとともに、新しい公共の担い手として行政と協働して、地域課題を解決していくことが求められています。住民が自主的・自発的に活動できるよう、行政は支援・協力を進めていくことが必要です。

第7章 学びや活動を推進する関係機関・団体等の役割

1 家庭

家庭は、個人と社会の間に位置するものとして、重要な役割を担っています。子どもは、家族を通じて地域社会でのマナーやルール等を学び、社会とのかかわる基盤をつくります。

保護者は、子どもが家庭内での役割を分担し、生活体験・社会体験、自然体験等を積むように配慮する必要があると同時に、保護者もともに活動し、子どもの自発性や自立性を育てながら、温かく見守ることが大切です。

また、家族がお互いの理解を深め、協力して家庭を築くことが不可欠です。さらに、地域に目を向け、進んで行事や活動に参加・参画できるように協力することが望まれます。

2 学校

開かれた学校づくりとして、運動場・体育館等の施設を地域に開放するだけでなく、行事・授業・生徒の様子等、学校情報を地域住民に提供することが大切です。さらに、授業等の講師や部活動指導の補助、登下校の安全の見守り、校内環境の整備等、地域住民のボランティア活動を積極的に受け入れ、学校と地域の双方に利点のある取組（学社融合等）を通じて、地域とともに生涯学習を活性化していくことが求められています。

学校等は、生徒が地域に出て活動する機会を授業に組み入れたり、校内に地域連携担当やコーディネーター（調整役）を置いたりして、地域とのかかわりから学ぶカリキュラムを充実させる必要があります。公民館や図書館など地域の社会教育施設やその他の機関と連携した取組を進めることによって、教育活動がさらに豊かになることが期待されます。

地域全体で子どもを育てる必要性を認識し、その体制づくりに積極的に関与することが重要です。

3 社会教育施設

公民館や図書館、美術館、博物館、青少年教育施設等には、住民の様々な学習活動や地域への貢献活動の要望に応えるため、多様な学習機会の提供や、自主的活動・地域貢献活動への支援が求められています。

(公民館)

公民館は、地域の生涯学習・地域づくりの拠点として、社会教育の中核を担ってきました。近年、社会の変化や地域の連帯感の希薄化等により、改めて公民館への期待が大きくなっています。最も身近な社会教育施設として、住民の学習ニーズに応えるとともに、環境・福祉・教育・防災などの地域課題や生活課題に向き合い、住民自治を地道に進める支援をしていくことが求められています。

また、これまで公民館とかかわりが薄かった世代が公民館活動に参加する事業や、多様な住民がかかわる異世代間交流などの機会を通して、人とのかかわりが豊かになり、学びの循環が実践されて、地域コミュニティの再生につながることを期待されます。

地域の特性や課題を把握して、学習活動を組み立て、地域のネットワークづくりのコーディネーター（調整役）となるように、職員の力量を磨く研修の充実が大切です。

(図書館)

図書館は地域の情報拠点として、住民の読書活動を推進する中核です。社会の変化に対応して、生活や仕事に必要な資料、生活や地域の課題に関する資料や情報が適切に入手できるような環境整備が必要です。

子どもの頃から読書を通じて感性を磨き、想像力を豊かなものにするよう、親子で本に親しむ環境づくりを支援することが求められています。おはなし会や読み聞かせなどを行うボランティアが活躍できる場づくりに努め、家庭や地域の読書活動を支援する役割が期待されています。

住民が積極的に図書館を活用できるように、運営方法の改善に努め、図書の紹介や講座・イベント情報、読書の魅力を地域に発信していくことが大切です。

(青少年教育施設)

子どもの体験活動の重要性が指摘される中、青少年教育施設等、学校以外の施設で体験学習が積極的に進められるよう、一層の働きかけが必要です。自然体験活動・社会体験活動などを通して日常生活に生かすことが期待されます。併せて、指導者養成に努め、プログラムに参加した人が、学んだことを日常や地域で生かせるような機会や場をさらに開拓していくことが求められます。

4 地域

(地縁的組織)

地域では、住民による文化保存・継承や異世代間交流、文化・スポーツ等、従来からの取組を活性化させ、地域に対する愛着心を培い、次代を担う子どもを育てていくことが大切です。また近年、環境・福祉・教育・防災・安全など、新たな地域課題の学習や地域活動が求められています。

既存の地縁組織が弱体化していると言われていますが、都市内分権の考え方から地域自治組織が立ち上げられるなど、地域自治の新たな方向が検討されています。様々な地域課題をどのように捉え、解決していくのか論議を進めて取り組む必要があります。行政との役割分担や協働を進めつつ、地域の自治力を高めることが求められています。

(PTA等)

PTA活動の一環として、高度情報化など急速な社会の変化に対応した子育てのあり方やコミュニケーション能力の育成等について、保護者が学習することが重要です。また、わが子だけでなく、子どもたちを「地域の子」として見守り育てる活動に参加することによって、地域の大人として、経験や知恵を生かすことが求められます。地域活動に対する保護者の積極的な関心や態度により、親子での活動機会が増え、子どもも大人も人や地域とのかかわりが増えることが期待されます。

「おやじの会」など、PTAのOB等を含めた会が各地で結成され、ダイナミ

ックな活動が展開されています。男性の仲間づくりが広まり、自ら楽しむことによって新たな活動への意欲が高まるとともに、学校や子どもたちへの関心を持ち続け、地域の教育力向上につながっていくことが期待されます。

仕事などを理由に役員のなり手が少なく困っているPTAもあり、役員のあり方の検討や、参加しやすいPTA活動の工夫、企業・職場においてもPTA活動に参加しやすい環境づくりが求められます。

(NPO・ボランティア等)

NPOやボランティア等は、「新しい公共」の推進役として、様々な課題に係る自発的・公益的な活動の広がりが期待されます。団体やその活動の情報を発信したり、体験的活動の機会と場を提供したりして、人や地域にかかわる活動を求める人たちのニーズに応えることが望まれます。また、地域活動の連携を推進するために、情報提供や調整を行い、行政と協働しながら、地域のネットワークを充実させていく役割が期待されます。

5 企業等

企業は社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)として、地域社会の教育力向上の役割を担っていくことが求められています。学校等と連携したキャリア教育(職業体験・出前講座)への協力やインターンシップの導入により、企業としての教育力や資源を活用し、学校外における学びの支援や従業員の経験・技術を生かす環境づくりに取り組むことが期待されます。

企業等がもっている技術やノウハウなどの資源を社会貢献活動へ結びつけることによって、ボランティア活動や地域活動を一層豊かにすることが望まれます。従業員等のボランティア活動への参加促進に努めるとともに、多様な人材の活用や施設の活用など、地域活動への支援に取り組むことが求められます。その際、地域の民間団体やNPO、社会福祉協議会・ボランティアセンター等との連携を図って、地域住民も参加・参画しやすい取組が期待されます。

積極的に地域活動への参加ができるような環境づくりのために、仕事・家庭生活・地域や個人の時間の調和がとれた生活を目指す、ワークライフバランスの実現

を図ることが求められています。また、従業員が定年退職してから退職後の人生を考えるのではなく、就業中からその心構えをもち準備を始められるようにするために、退職前講座（ライフプラン）の充実、ワークライフバランスを重視した職場環境の醸成を図っていくことが望まれます。

6 行政

行政は、生涯学習のきっかけづくり・仲間づくりの講座や、学習成果を生かした活動を発表・紹介する様々な機会と場を設けて、人や地域とかがわって学び、学びの成果を人や地域に生かす活動をするものの意義を伝える必要があります。

生涯学習基本構想や計画が策定されていない市町村においては、構想や計画の策定に努め、社会の変化や課題に対応して学習活動の推進と、学んだ成果を地域に生かす生涯学習の推進を図るための方向性を示すことが重要です。

生涯を通じた学びのきっかけづくりを支援するため、個人やグループ、団体等の学習ニーズの実態把握をすることが必要です。そして、多様な学習・活動内容や事例の紹介、参加の働きかけなど、ライフステージに応じた多様な学びのスタイルやプログラムを示すことが求められています。

学習プログラムや学習資源、団体、活動場所等の情報について民間を含め幅広く情報収集し、ICT（情報通信技術）を活用し、利便性を高めつつ情報発信するとともに、広報紙等紙媒体によって多様な学習者に情報が届くような対応が必要です。県生涯学習推進センターでは、学びの成果を生かす活動につながるプログラム開発や実践事例の紹介が求められます。

自発的・自立的な活動を行う住民や団体等に対して、活動内容・運営方法に関する相談、参加型学習や指導者研修の実施、他の機関・団体とのネットワーク情報の提供などにおいて、住民と団体の活動の支援をする必要があります。

子どもを社会全体で育てるために、学校・家庭・地域の様々な機関・団体等の連携を支援することが求められます。学校や公民館、図書館等が地域の学びと活動の拠点になるよう、施設の有効利用や利便性の向上を図ることが期待されます。地域のコーディネーター（調整役）の育成と活用を図り、地域と学校との連携調整、NPO・企業等民間との連携・協働、人材情報の共有化（人材バンクづくり）等を推進することが重要です。

住民が地域課題を学び、地域活動に取り組むにあたり、地域の状況やニーズを把握するコーディネーター（調整役）や専門職員等の配置・養成に努め、関係機関・部局等との連携・協働を行いながら、地域コミュニティの再生に向け、一体となって活動できるように体制を整備することが求められます。

おわりに

平成20年7月に長野県教育委員会より長野県生涯学習審議会委員の委嘱を受けて、諮問事項「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり方について」を、以下の5回にわたり、審議を重ねてまいりました。

第1回 平成20年7月28日(月)

会長、会長職務代理者の選任

諮問及び説明

自由討議

第2回 平成20年10月20日(月)

答申の基本的方向

委員の実践事例発表

各世代における学びとその生かし方

第3回 平成21年1月28日(水)

第1回・第2回の意見整理と課題

答申の目次構成

第4回 平成21年6月1日(月)

答申の素案及び概要案

第5回 平成21年9月7日(月)

答申案

ここに、生涯学習審議会委員の皆様並びに長野県教育委員会事務局の皆様のご協力により、答申としてとりまとめることができました。厚く御礼を申し上げます。

本答申がこれからの長野県の生涯学習推進の道しるべとなり、人と人とのつながりを大切にし、思いやりに満ちた心豊かな社会の実現に向け、県民の皆様及び関係各位のお役に立てていただければ幸甚と存じます。

長野県生涯学習審議会委員名簿

委嘱委員（ 11名）

（五十音順）

氏 名	役 職 等	備 考
植松 久春	富士見町図書館長	
臼田 直子	長野県専修学校各種学校連合会理事	
小泉 一夫	日本労働組合総連合会長野県連合会副会長	
神津 良一郎	長野県公民館運営協議会副会長	
小島 佐和子	中野おはなし塾事務局長	
坂本 乃里子	長野県PTA連合会副会長	
白戸 洋	松本大学総合経営学部教授	会長職務代理
塚田 芳樹	長野県経営者協会理事	
土井 進	信州大学教育学部教授	会長
松村 純子	国立信州高遠青少年自然の家次長	
水野 龍二	地域づくりネットワーク長野県協議会会員	

（任期 平成 20 年 7 月 15 日から平成 22 年 7 月 14 日まで）

（注：役職等は委嘱時のもの）

資 料

1	長野県中期総合計画	・・・	49
2	つらなる つながる 信州 人づくりビジョン(長野県教育振興基本計画)概要	・・・	50
3	市町村生涯学習推進組織及び基本構想 (「平成20年度市町村の生涯学習推進体制等に関する調査」より)	・・・	52
4	平成20年度県政世論調査結果 生涯学習で身につけた知識・技能等の生かし方 生涯学習推進のため県や市町村が取り組むべきこと 地域の支え合い活動の必要性 地域の支え合い活動を円滑に進めるために必要なこと ボランティア活動・NPO活動の経験の有無 ボランティア・NPO活動をする意欲	・・・	54
5	「生涯学習環境の整備」に対する重要度・満足度 (「平成18年度県民満足度調査結果」より)	・・・	60
6	学習情報提供システム「信州らんらんネット」の登録・活用情報 (「平成20年度生涯学習推進センター事業に関する調査」より)	・・・	61
7	市町村における生涯学習振興の現状と課題 (「平成20年度市町村における生涯学習振興に関する現状と課題」より)	・・・	62
8	小・中学校における「社会人講師等」の活用状況 (「平成21年度学校経営概要のまとめ -小・中学校編-」より)	・・・	63
9	全国公民館数 本館・分館別 (「平成17年度社会教育調査」より)	・・・	64
10	平成17年度社会教育調査結果の概要(長野県)	・・・	65

長野県中期総合計画 「これからの長野県づくりの方向」と「挑戦プロジェクト・施策の展開」

これからの長野県づくりの方向

基本目標	めざす姿
めざす姿を踏まえた基本目標	<p>豊かな自然と共に生きる長野県</p> <p>自然と人との共生と調和、健全で豊かな自然の恵みを次代に継承する持続可能な社会を構築</p>
<p>「活力と安心」</p> <p>人暮らし自然が輝く信州</p>	<p>力強い産業が支える活力あふれる長野県</p> <p>回復が遅れる経済の再生をめざし、製造業・観光産業・農林業などの産業を活性化</p>
	<p>安全・安心な暮らしをつくる長野県</p> <p>保健・医療・福祉、減災対策など、県民が共に安全で安心して暮らせる社会を構築</p>
	<p>未来を切り拓く人を育てる長野県</p> <p>次代を担い地域を担う子どもたちを育成、生涯を通じて学べる環境を創出</p>
	<p>市町村が主役の人が輝く地域が輝く長野県</p> <p>地域経営の主役である市町村との信頼と納得のパートナーシップを通じ、住む人と地域の活力を創出</p>

基本的視点

めざす姿の実現に向けて県と県民が共有する、県づくりの基本的な視点

優れた特色や資質をベースに世界に開かれた意識で進める県づくり

長野県らしさを生かしながら、世界に開かれた意識で進める視点

県民の総合力で進める県づくり

今ある資源や限られた財源を有効に活用しながら、県民の知恵と力を結集して県づくりを進める視点

挑戦プロジェクト ～ 施策の展開

5つの施策の柱と44の主要施策（127項目の達成目標）

- 1 自然と人が共生する豊かな環境づくり
 - ・参加と連携で取り組む地球温暖化対策の推進
 - ・未来へつなぐ森林づくり
 - ・農山村における多面的機能の維持 など8施策
(達成目標:23項目)
- 2 地域を支える力強い産業づくり
 - ・世界へ飛躍するものづくり産業の構築
 - ・観光立県「長野」の再興
 - ・地域が輝く元気な農業・農村の構築 など8施策
(達成目標:20項目)
- 3 いきいき暮らせる安全・安心な社会づくり
 - ・健康長寿県の確立 ・安心で質の高い医療の確保
 - ・安心して子どもを生み育てられる環境づくり
 - ・地域防災体制の強化 など13施策
(達成目標:47項目)
- 4 明日を担い未来を拓く人づくり
 - ・確かな学力と豊かな人間性・社会性を育む学校教育の充実
 - ・生涯を通じた学びや育ちの環境づくり
 - ・生活を彩る文化芸術の振興 など4施策
(達成目標:17項目)
- 5 交流が広がり活力あふれる地域づくり
 - ・市町村が主役の地域経営の確立
 - ・ボランティア・NPOが活躍できる環境づくり
 - ・男女共同参画社会づくり など11施策
(達成目標:23項目)

挑戦プロジェクト（7つのテーマ）

将来を見据えた中・長期的な視点から魅力的な長野県を築いていくため、積極的に挑戦していくべき分野横断的なテーマ

- 一人当たり県民所得全国レベルへの挑戦
- 豊富な地域資源と潜在力を生かして、豊かさを実感できる地域経済を構築
- 市町村が主役の元気な県づくりへの挑戦
- 分権時代にふさわしい行財政基盤強化をめざす市町村を支援
- 健康長寿NO.1確立への挑戦
- 各世代の健康づくりなど全国に誇る健康長寿県の特色を将来にわたって継承する取組を推進
- 次代を担う多彩な人材育成県への挑戦
- 教育に熱心な歴史的・文化的風土を生かし、子どもたちの生きる力を育むなど、創造性ある多彩な人材を育成
- 出産・子育てにやさしい県への挑戦
- 地域・県民の連携で安心して出産・子育てできる環境を創出
- 地球温暖化対策先進県への挑戦
- 豊かな自然に恵まれた県として、持続可能な社会をめざし、温室効果ガス排出削減を率先して実践
- 減災による安全な県づくりへの挑戦
- 被害を最小限に抑える減災対策を着実に推進

達成目標の項目数・・・全体では127項目を設定(各柱の単純計130項目のうち3項目は再掲)

つらなる つながる 信州 人づくりビジョン(長野県教育振興基本計画)概要

平成 20 年 11 月策定 長野県教育委員会

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

長野県教育長期構想（平成 8～22 年）

「確かな知性・あふれる意欲・豊かな感性を育む教育をめざす」

社会情勢・教育環境の変化 新たな視点の必要性

長野県の自然や伝統を生かしながら、新しい時代の人づくりに向け、今後の長野県教育の進むべき方向を明らかにするため策定

2 計画の性格（位置づけ）

教育基本法第 17 条第 2 項の規定（努力義務）に基づく地方公共団体の計画

長野県中期総合計画における教育分野の個別計画

新たな長野県教育長期構想

3 計画の期間

平成 20～24 年度（5 か年間）

第 2 章 現在の教育課題

1 教育を取り巻く時代の潮流

グローバル化の進展 価値観やライフスタイルの変化

モラルの低下、人間関係の希薄化、地域コミュニティの崩壊

少子高齢化・人口減少の進行 社会的に自立できない若者の増加

子どもたちの基本的な生活習慣や食生活の乱れ

子どもを取り巻く様々な問題の発生

2 長野県教育の現状と課題

個別の課題ごとに現状と課題を整理

（学校教育、生涯学習、幼児教育・家庭教育、青少年の健全育成、地域文化・文化財、スポーツ、人権、多文化共生社会、若年者の就業支援）

第 3 章 10 年後の長野県教育のめざすべき姿

基本目標 1 知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成

【視点】 自立した社会人を育てる教育 長野県の自然を生かした感性を磨く教育
子どもたちの持てる力を伸ばす教育

【施策の方向性】 学ぶ「ちから」の育成
豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
子ども・家庭・地域・社会から信頼される学校づくり

基本目標 2 多様性を認め、共に生きる社会の実現

【視点】 一人ひとりのニーズに応える教育 困難を抱える子どもたちの自立支援

【施策の方向性】 多様な教育的ニーズのある子どもたちへの支援
青少年育成 人権尊重意識の高揚

基本目標 3 社会全体で共に育み共に学ぶ教育の推進

【視点】 学校・家庭・地域の連携により社会全体で取り組む教育
思いやりのあるコミュニティの再生

【施策の方向性】 家庭・地域の教育力の向上 生涯学習の振興
文化活動の推進と文化財の保護・継承・活用
生涯スポーツの振興 競技スポーツの振興

第4章 今後5年間の施策の展開

1 知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成

学ぶ「ちから」の育成

- ・基礎基本の定着と学力向上の推進 ・時代の変化に対応した教育の推進
- ・地域を担う人材の育成 ・魅力ある高等学校づくり（高校改革の推進）
- ・私学教育・高等教育の振興

豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

- ・悩みを抱える子どもへの支援 ・道徳教育・人権教育の推進
 - ・福祉教育の推進 ・環境教育・環境学習の充実
 - ・児童生徒の健康の保持増進 ・食育の推進 ・体力向上の推進
- 子ども・家庭・地域・社会から信頼される学校づくり
- ・教員の資質向上と教育体制の整備 ・開かれた学校づくりの推進
 - ・子どもの安全確保体制整備 ・教育環境の充実・整備

2 多様性を認め、共に生きる社会の実現

多様な教育的ニーズのある子どもたちへの支援

- ・特別支援教育推進体制の整備 ・障害のある子どもたちの社会参加力の向上
- ・多様なニーズに対応した学習支援 ・外国籍児童生徒に対する教育の充実
- ・若年者、フリーター、ニートの就業支援

青少年育成

- ・心豊かなたくましい青少年の育成 ・健全な社会環境づくりの推進
- 人権尊重意識の高揚
- ・人権教育の推進

3 社会全体で共に育み共に学ぶ教育の推進

家庭・地域の教育力の向上

- ・幼児教育の充実 ・家庭教育の充実と支援
 - ・放課後における子どもの居場所づくりの推進 ・地域の教育力の向上
- 生涯学習の振興

- ・生涯学習の基盤づくり ・多様な学習機会の充実

文化活動の推進と文化財の保護・継承・活用

- ・文化活動の推進 ・身近な文化財への関心・愛着と保護意識の高揚
- ・「地域の魅力づくり」を支える文化財の保護・継承

生涯スポーツの振興

- ・スポーツへの参加機会の充実 ・スポーツ施設の整備

競技スポーツの振興

- ・競技大会の開催 ・競技力の向上

達成目標・・・18項目

第5章 計画推進のための取組

1 政策評価による計画の推進

2 県民、関係機関、NPO、企業、市町村、国等との協働・連携の推進

市町村生涯学習推進組織及び基本構想

(平成20年度)

市町村名	生涯学習推進組織の状況		生涯学習基本構想等の策定状況	
	組織の名称	設置時期	名称	策定期
1 小諸市	小諸市生涯学習推進本部 小諸市学びのまち推進本部	H8.5.23 H9.7.8	小諸市生涯学習基本構想	H9.3.31
2 佐久市	佐久市生涯学習推進本部幹事会 佐久市生涯学習推進本部 佐久市生涯学習懇話会	H19.2.8 H19.2.21 H19.3.20	佐久市生涯学習基本構想・基本計画	H20.3.14
3 佐久穂町	佐久穂町生涯学習推進本部	H17.8.12		
4 小海町			小海町生涯学習基本構想	H14.6.28
5 川上村				
6 南牧村				
7 南相木村	南相木村生涯学習推進会議	H11.3.27	南相木村生涯学習基本構想	H10.3.31
8 北相木村				
9 軽井沢町	生涯学習推進本部	H10.6.26	軽井沢町生涯学習基本構想	H10.3.31
10 御代田町	生涯学習推進本部	H11.10.15	御代田町生涯学習基本構想	H12.6.1
11 立科町	立科町生涯学習推進本部	H6.11.4	立科町生涯学習基本構想	H8.3.31
12 上田市			上田市生涯学習基本構想	H20.3.21
13 東御市	東御市生涯学習まちづくり推進協議会	H18.10	東御市生涯学習まちづくり基本構想・基本計画	H18.4
14 長和町			長和町の生涯学習	H23.3 予定
15 青木村	青木村生涯学習推進会議	H10.3.13	青木村の生涯学習	H10.3.13
16 岡谷市	岡谷市生涯学習推進本部	H2.4.1	第3次岡谷市生涯学習推進計画	H17.3
17 諏訪市	生涯学習ネットワーク推進会議	H7.8.31	生涯学習まちづくり基本構想	H6.12.22
18 茅野市	茅野市パ・トゥップのまちづくり推進会議	H11.4.1	茅野市生涯学習都市宣言	S63.10.1
19 下諏訪町	生涯学習推進庁内連絡会議	H7.4.1	下諏訪町の生涯学習	H6.3
20 富士見町	富士見町生涯学習推進協議会	H10.6.10	生涯学習のまちづくり基本構想	H10.3.31
21 原村	原村むらづくり生涯学習推進本部	H15.2.7	第2次原村生涯学習基本構想	H19.3.31
22 伊那市	伊那市生涯学習推進会議	H18.3.31	伊那市生涯学習基本構想(仮称)	H21 予定
23 駒ヶ根市	生涯学習推進プロジェクト会議	H1.4.1	駒ヶ根市生涯学習プラン	H10.3.10
24 辰野町	辰野町生涯学習推進本部	H3.12.13	辰野町生涯学習推進大綱	H4.2
25 箕輪町	箕輪町生涯学習推進本部	H5.4.1 H17.9.1	箕輪町生涯学習基本計画	H12.3.21
26 飯島町	飯島町生涯学習推進本部	H8.12.10	飯島町生涯学習まちづくり構想 飯島町生涯学習まちづくり計画 飯島町生涯学習まちづくり計画パート	H10.3.31 H10.3.31 H15.8.1
27 南箕輪村	南箕輪村生涯学習推進会議	H7.2.20	南箕輪村生涯学習基本構想	H7.2.20
28 中川村	生涯学習推進協議会	H12.4.1	中川村生涯学習基本構想	H12.4.1
29 宮田村				
30 飯田市	生涯学習まちづくり推進本部	S63.9.1	ムトス飯田学習交流都市構想	H3.2
31 松川町				
32 高森町	高森生涯学習推進会議	H5.1.10	高森町生涯学習推進構想	H5.1.10
33 阿南町				
34 清内路村				
35 阿智村				
36 平谷村				
37 根羽村				
38 下條村	下條村生涯学習推進本部	H8.4.1	下條村生涯学習推進体系・体制要綱	H7.4
39 売木村				

市町村名	生涯学習推進組織の状況		生涯学習基本構想等の策定状況		
	組織の名称	設置時期	名称	策定期	
40	天龍村				
41	泰阜村				
42	喬木村		喬木村生涯学習基本構想	H14.12	
43	豊丘村				
44	大鹿村		生涯学習体系確立	H4.4.1	
45	松本市	松本市生涯学習推進本部	H3.10.1	学びの森づくりをめざして (第2次松本市生涯学習基本構想)	H17.3.29
46	塩尻市	塩尻市生涯学習推進本部	H4.11.7	塩尻市生涯学習推進プラン	H5.11.30
47	大町市	生涯学習まちづくり推進本部	H7.6.1	第3次大町市生涯学習推進プラン	H19.3
48	木曾町			木曾町社会教育計画	H20.4.28
49	上松町			上松町社会教育事業計画	H13.3
50	南木曾町			南木曾町生涯学習推進構想	H14.12.1
51	木祖村				
52	王滝村				
53	大桑村				
54	波田町	生涯学習推進協議会	H13.4.1	波田町生涯学習基本構想	H12.3
55	麻績村	生涯学習推進委員会	H15.10	麻績村生涯学習基本構想	H13.3
56	生坂村	生涯学習推進会議	H12.9.18	生坂村生涯学習推進計画	H13.3.19
57	山形村	山形村生涯学習推進協議会	H7.3.3	第2次山形村生涯学習基本構想	H15.3.28
58	朝日村	朝日村生涯学習推進協議会	H16.3.24	朝日村生涯学習基本構想	H13.6.30
59	筑北村			筑北村生涯学習基本構想	H19.3.31
60	安曇野市			安曇野市生涯学習推進計画	H21.3
61	池田町	池田町生涯学習推進本部	H3.12.1	池田町生涯学習基本構想	H7.3.2
62	松川村	生涯学習推進委員会	H13.4.1	松川村生涯学習基本構想	H4.3.20
63	白馬村				
64	小谷村				
65	長野市	長野市生涯学習連絡会	H8.2.20	長野市生涯学習基本構想・基本計画	H13.4.1
66	須坂市	生涯学習まちづくり庁内推進委員会	H10.4.1	須坂市生涯学習基本構想	H5.3.22
67	中野市	中野市生涯学習推進本部	H6.4.1	中野市生涯学習基本構想	H20.3.25
68	飯山市	飯山市生涯学習推進協議会	H11.3.17	夢とぬくもりのある生涯学習のまち 「いいやま」	H10.3.15
69	千曲市	千曲市生涯学習推進本部	H15.9.1	千曲市生涯学習基本構想	H21.3
70	坂城町	坂城町生涯学習推進本部	H13.4.1	坂城町生涯学習基本構想	H6.3
71	小布施町			小布施町生涯学習基本構想	H9.4.1
72	高山村				
73	山ノ内町	山ノ内町生涯学習推進委員会	H6.8.26	山ノ内町生涯学習基本計画	H6.8.26
74	木島平村	木島平村生涯学習推進本部	H10.11.27	木島平村生涯学習基本構想	H10.5.31
75	野沢温泉村	野沢温泉村生涯学習推進本部	H11.4.1	村生涯学習基本構想	H11.4.1
76	信州新町	信州新町生涯学習推進本部	H2.12.1	信州新町生涯学習基本構想	H8.2.25
77	信濃町			生涯学習まちづくり推進基本計画	H2.10.2
78	飯綱町				
79	小川村	小川村生涯学習推進会議	H6.3.15	小川村生涯学習基本構想	H6.3.15
80	中条村				
81	栄村				
合計	46		策定 55	策定予定 (2)	

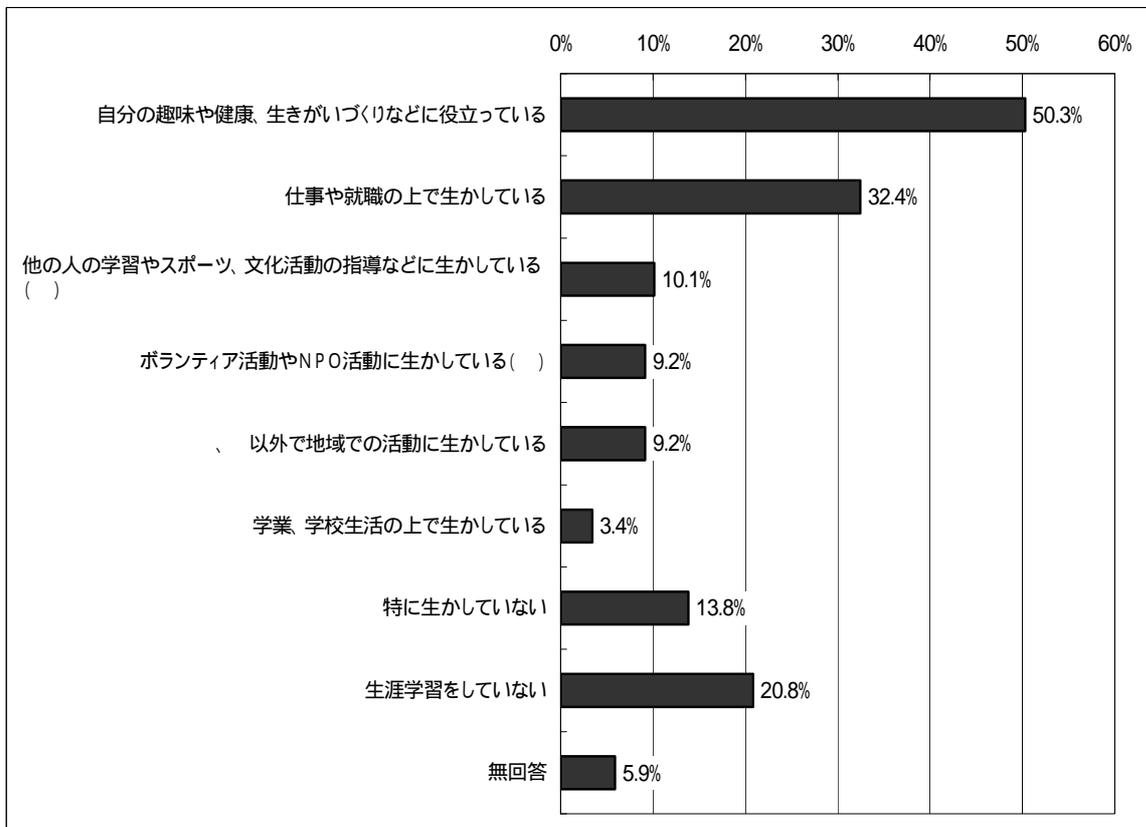
(「平成20年度市町村の生涯学習推進体制等に関する調査」より)

資料 4

平成 20 年度 県政世論調査結果
生涯学習で身につけた知識・技能等の生かし方

	n=1,344	回答数 (人)	割合
自分の趣味や健康、生きがいづくりなどに役立っている		676	50.3%
仕事や就職の上で生かしている		436	32.4%
他の人の学習やスポーツ、文化活動の指導などに生かしている()		136	10.1%
ボランティア活動やNPO活動に生かしている()		123	9.2%
、 以外で地域での活動に生かしている		123	9.2%
学業、学校生活の上で生かしている		46	3.4%
特に生かしていない		186	13.8%
生涯学習をしていない		280	20.8%
無回答		79	5.9%

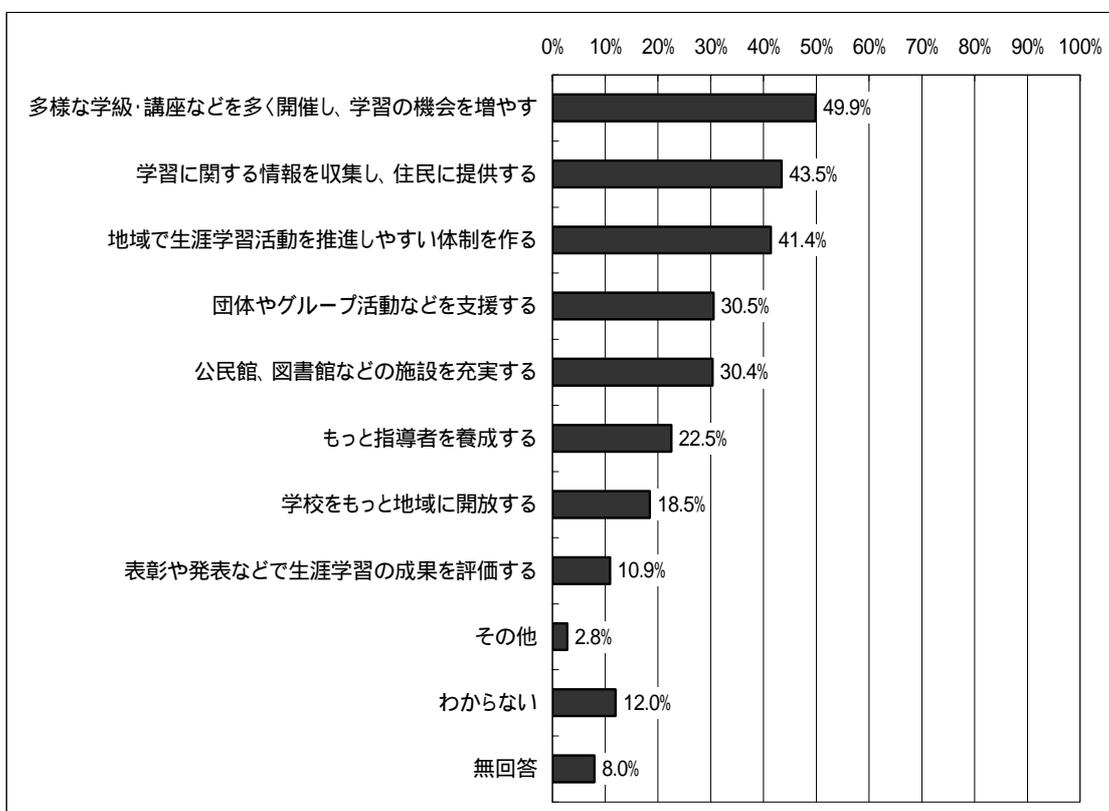
「自分の趣味や健康、生きがいづくりなどに役立っている」(50.3%)が最も高く、次いで、「仕事や就職の上で生かしている」(32.4%)と続いている。「特に生かしていない」(13.8%)は1割を超えている。また、「生涯学習をしていない」は約2割(20.8%)となっている。



生涯学習推進のため県や市町村が取り組むべきこと

	回答数 (人)	割合
n=1,344		
多様な学級・講座などを多く開催し、学習の機会を増やす	670	49.9%
学習に関する情報を収集し、住民に提供する	584	43.5%
地域で生涯学習活動を推進しやすい体制を作る	556	41.4%
団体やグループ活動などを支援する	410	30.5%
公民館、図書館などの施設を充実する	408	30.4%
もっと指導者を養成する	303	22.5%
学校をもっと地域に開放する	248	18.5%
表彰や発表などで生涯学習の成果を評価する	147	10.9%
その他	38	2.8%
わからない	161	12.0%
無回答	107	8.0%

「多様な学級・講座などを多く開催し、学習の機会を増やす」が約5割(49.9%)と最も高く、次いで、「学習に関する情報を収集し、住民に提供する」(43.5%)、「地域で生涯学習活動を推進しやすい体制を作る」(41.4%)と続いている。



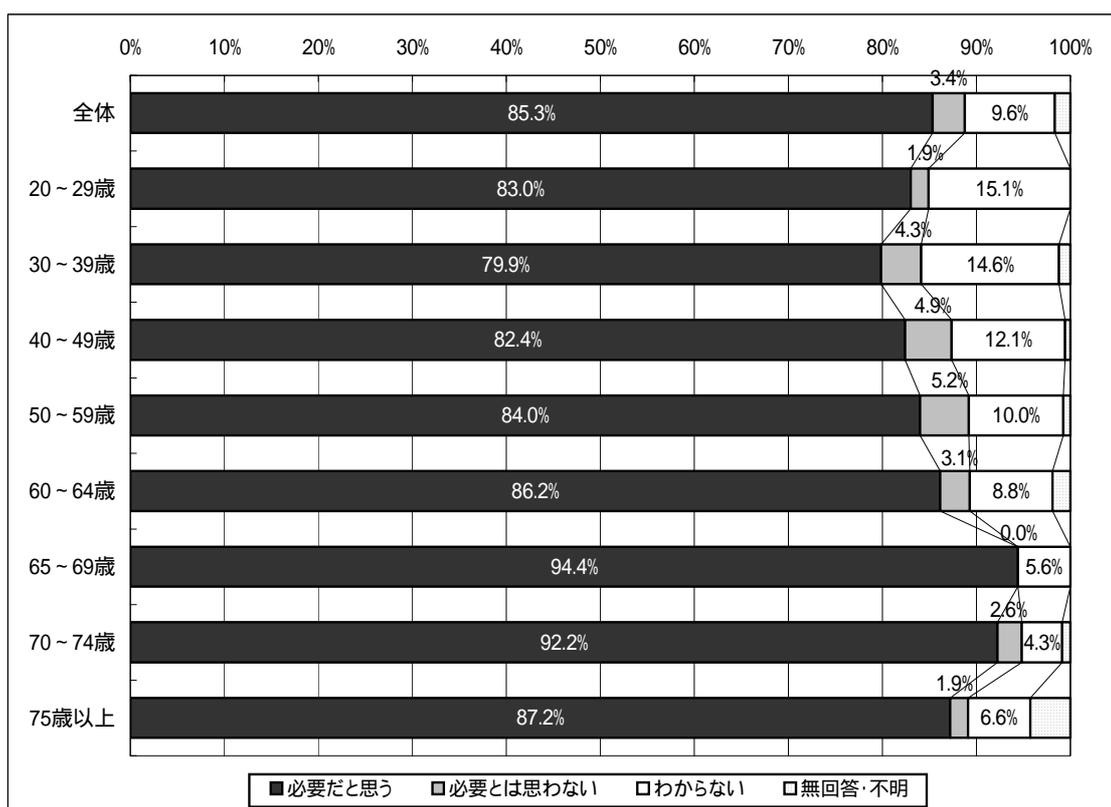
地域の支え合い活動の必要性

	回答数 (人)	割合
必要だと思う	1,147	85.3%
必要とは思わない	46	3.4%
わからない	129	9.6%
無回答・不明	22	1.6%

「必要だと思う」は85.3%と高い。一方、「必要とは思わない」は3.4%となっている。

年代別にみると、65～69歳、70～74歳では、「必要だと思う」が9割を超えている。

【年代別】



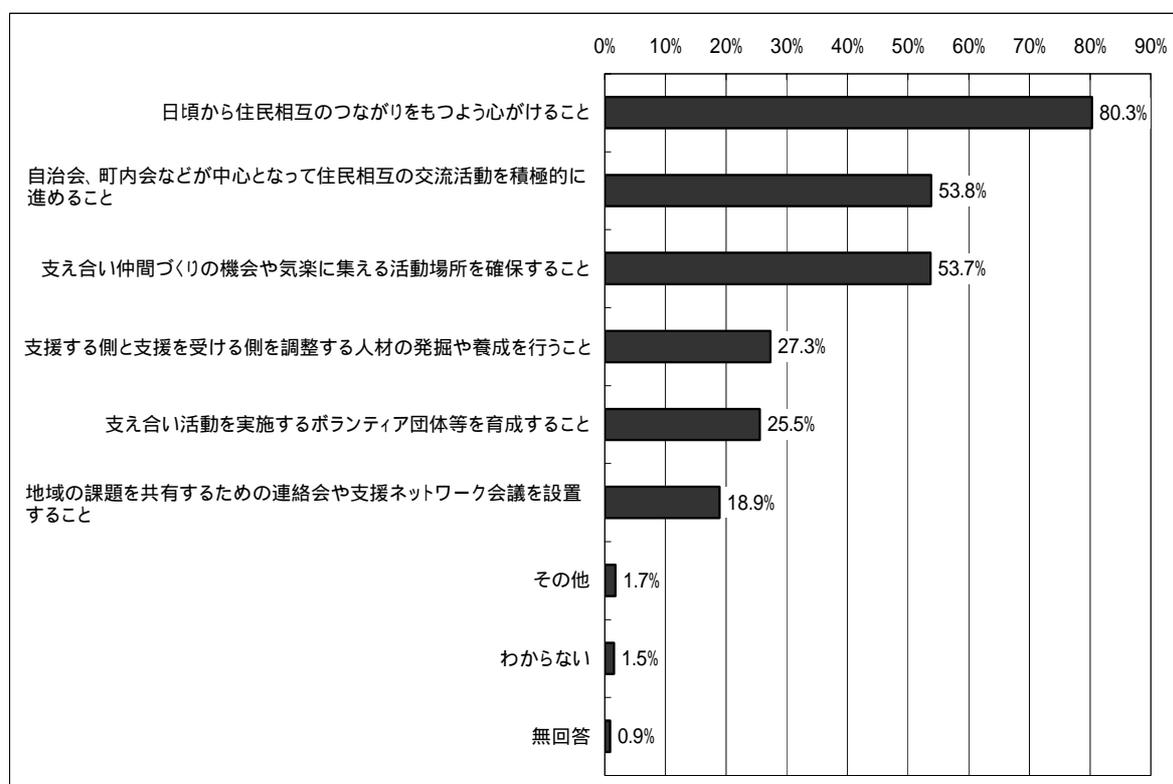
(「平成20年度 県政世論調査」より)

地域の支え合い活動を円滑に進めるために必要なこと

	回答数 (人)	割合
日頃から住民相互のつながりをもつよう心がけること	921	80.3%
自治会、町内会などが中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること	617	53.8%
支え合い仲間づくりの機会や気楽に集える活動場所を確保すること	616	53.7%
支援する側と支援を受ける側を調整する人材の発掘や養成を行うこと	313	27.3%
支え合い活動を実施するボランティア団体等を育成すること	293	25.5%
地域の課題を共有するための連絡会や支援ネットワーク会議を設置すること	217	18.9%
その他	20	1.7%
わからない	17	1.5%
無回答	10	0.9%

「日頃から住民相互のつながりをもつよう心がけること」が約8割(80.3%)と最も高い。

「自治会、町内会などが中心となって住民相互の交流活動を積極的に進めること」(53.8%)、「支え合い仲間づくりの機会や気楽に集える活動場所を確保すること」(53.7%)も5割を超えている。



(「平成20年度 県政世論調査」より)

ボランティア活動・NPO活動の経験の有無

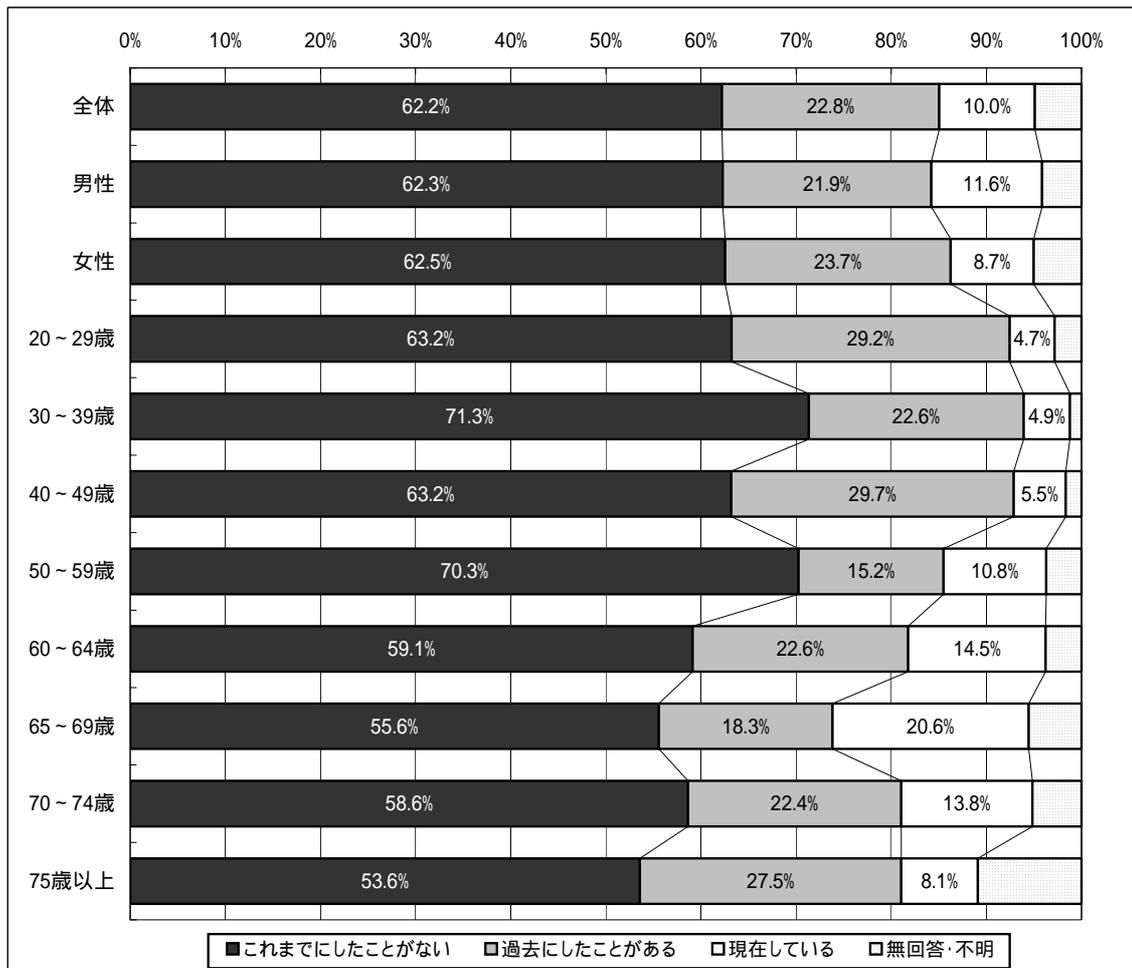
	n=1,344	回答数 (人)	割合	(参考)平成13年度調査 n=1,366	
				回答数	割合
これまでにしたことがない		836	62.2%	697	51.0%
過去にしたことがある		307	22.8%	466	34.1%
現在している		135	10.0%	181	13.3%
無回答・不明		66	4.9%	22	1.6%

「これまでにしたことがない」が約6割(62.2%)と最も高い。一方、「過去にしたことがある」(22.8%)、「現在している」(10.0%)は合わせて約3割(32.9%)となっている。

(注) 複数の選択肢を合わせた割合(%)は、「各割合の単純合計」ではなく、「各回答数の計の全体に対する割合」としています。

年代別にみると、「現在している」は、65～69歳で約2割(20.6%)と最も高くなっている。一方、20歳代から40歳代では、5%前後にとどまっている。

【男女別・年代別】



(「平成20年度 県政世論調査」より)

ボランティア・NPO活動をする意欲

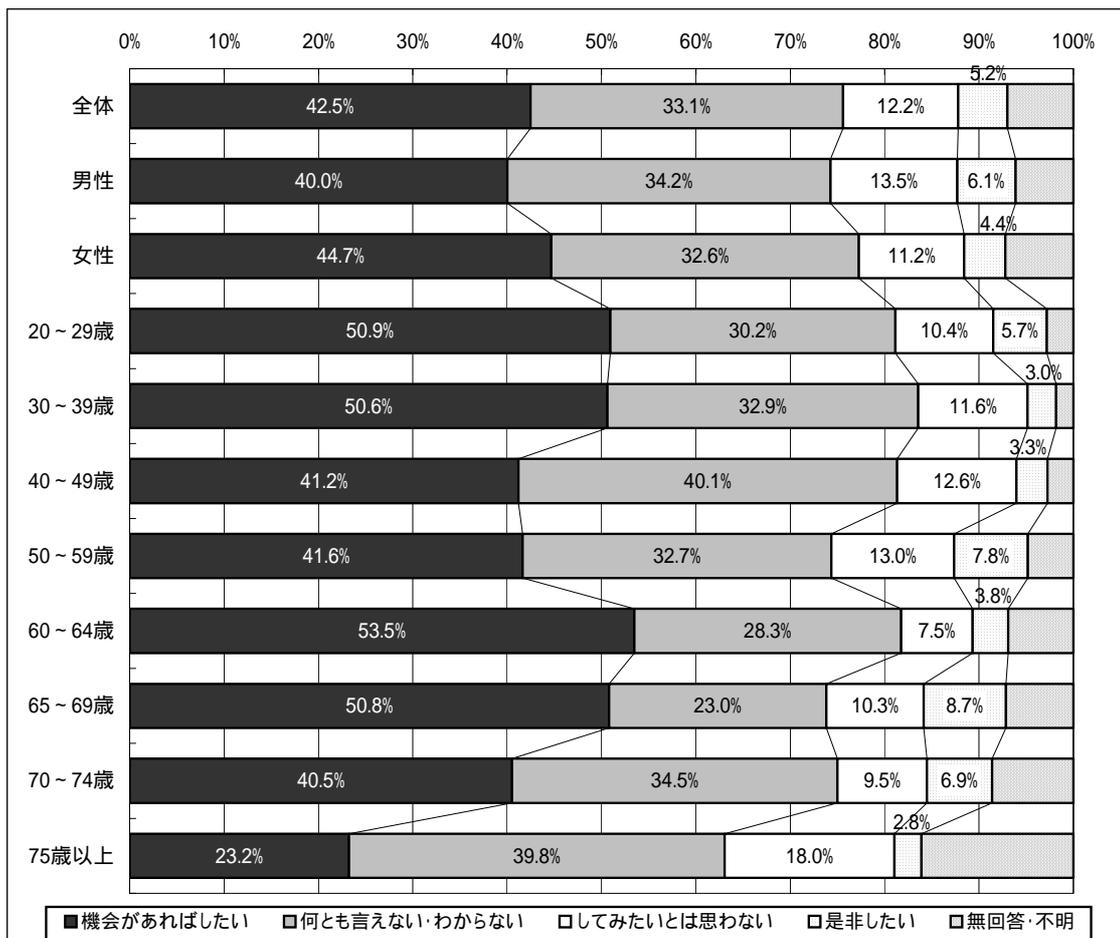
n=1,344	回答数 (人)	割合	(参考)平成13年度調査 n=1,366	
			回答数	割合
機会があればしたい	571	42.5%	815	59.7%
何とも言えない・わからない	445	33.1%	251	18.4%
してみたいとは思わない	164	12.2%	89	6.5%
是非したい	70	5.2%	142	10.4%
無回答・不明	94	7.0%	54	4.0%

平成13年度調査には、上記選択肢のほか、「その他」(回答数15、1.1%)があり

「機会があればしたい」が約4割(42.5%)と最も多く、「是非したい」(5.2%)と合わせると、約5割(47.7%)となっている。

年代別にみると、「機会があればしたい」が高いのは、20歳代、30歳代、60歳代で、5割を超えている。

【男女別・年代別】



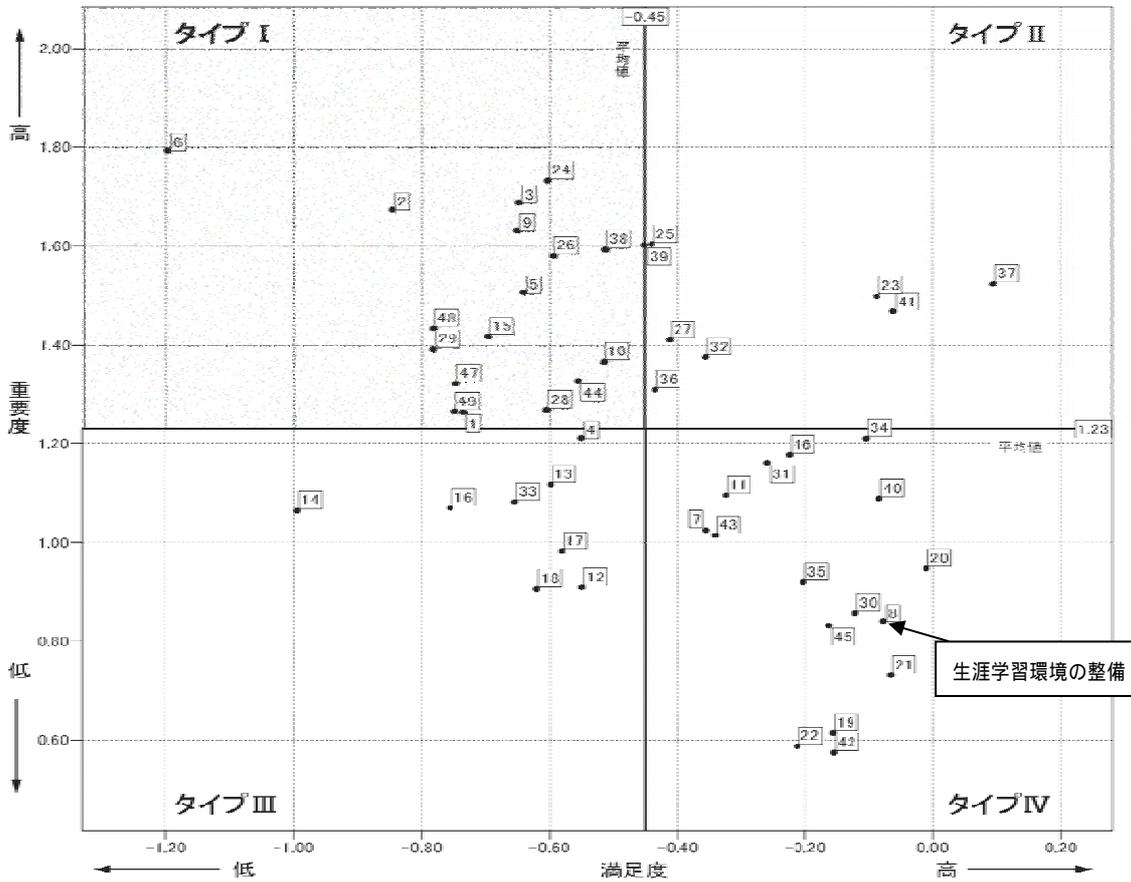
(「平成20年度 県政世論調査」より)

資料 5

「生涯学習環境の整備」に対する重要度・満足度

県の「生涯学習環境の整備」施策について、県民の感じ方は「タイプ」

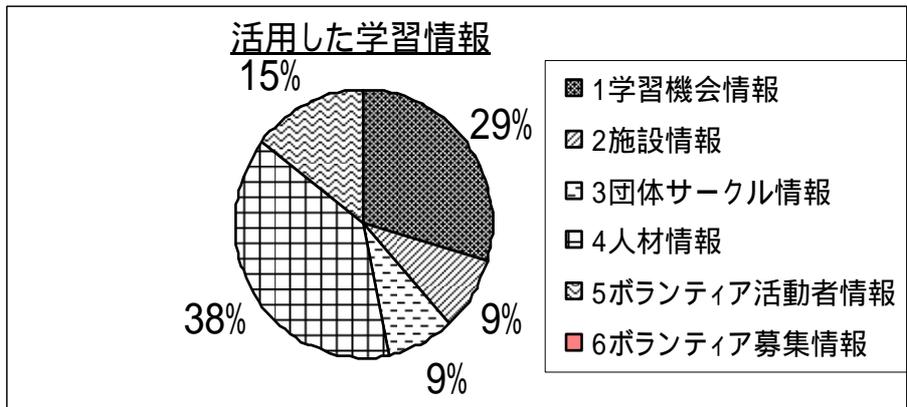
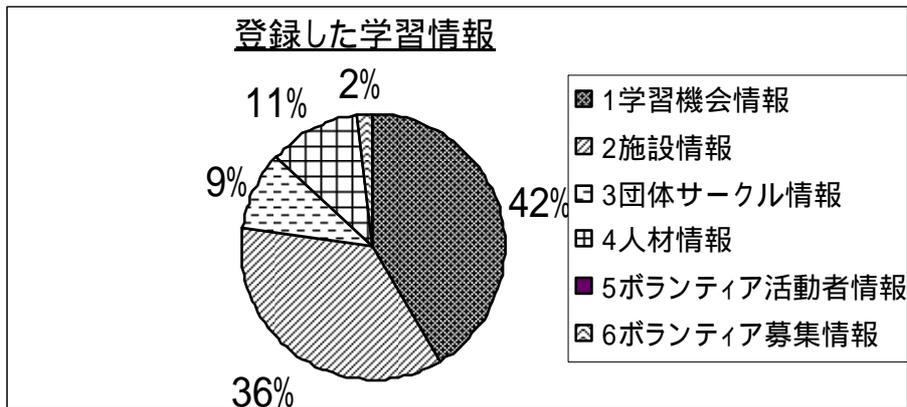
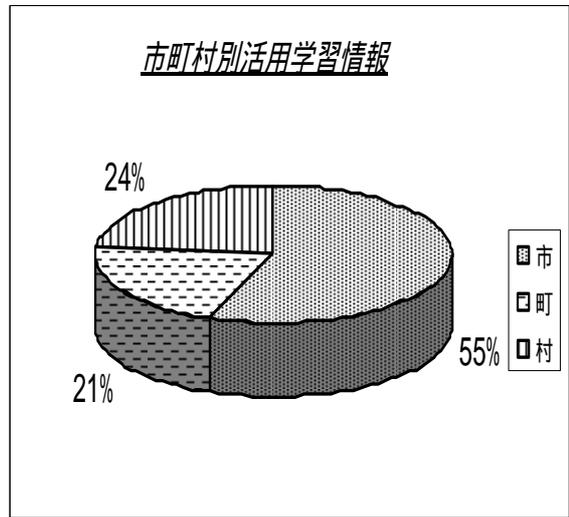
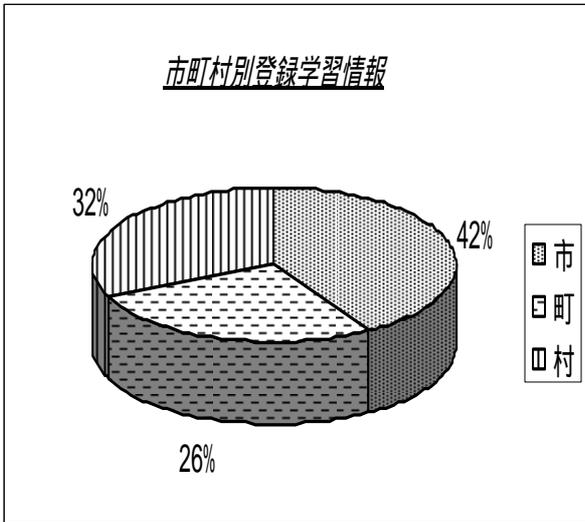
タイプⅠ 重要度は高いが満足度は低い タイプⅡ 重要度が高く満足度も高い
 タイプⅢ 重要度が低く満足度も低い タイプⅣ 重要度は低いが満足度は高い



No	項目	No	項目	No	項目
1	環境保全活動への参加	18	建設業の振興	35	良好な住まい・住環境づくり
2	循環型社会の形成	19	芸術文化活動の充実	36	治山、治水、砂防の推進
3	水環境及び大気環境の保全	20	文化財等の保護・継承・活用	37	消防・防災体制の充実・強化
4	多様な自然環境の保全	21	スポーツの振興	38	犯罪のない社会づくり
5	豊かな森林の整備	22	高度情報化の推進	39	交通安全の確保
6	地球温暖化の防止	23	健康づくりと病気の予防	40	消費生活の安全確保
7	良好な景観の形成	24	安心して暮らせるための医療の確保	41	食品等の安全確保
8	生涯学習環境の整備	25	高齢者介護サービスの充実	42	国際性あふれる社会の形成
9	学校教育の充実	26	子育て環境の整備	43	男女共同参画社会の実現
10	青少年の健全育成	27	障害児(者)施策の充実	44	高齢者や障害者が活躍する社会づくり
11	うるおいのある地域の創造	28	人材の育成と就業の促進	45	ボランティア・NPO活動の振興
12	新しい産業の創出・育成	29	安心して働ける社会づくり	46	人権が尊重される社会づくり
13	創造性豊かな工業の振興	30	高速交通網の整備	47	県民の意向を反映した県政の実現
14	商店街・商業の活性化	31	地域の道路の建設や改良	48	財政の健全化
15	農業の振興	32	安全で快適な道路の維持管理	49	行政改革の推進
16	林業の振興	33	バス、鉄道の利便性の向上		
17	観光産業の振興	34	快適な生活のための基盤づくり		

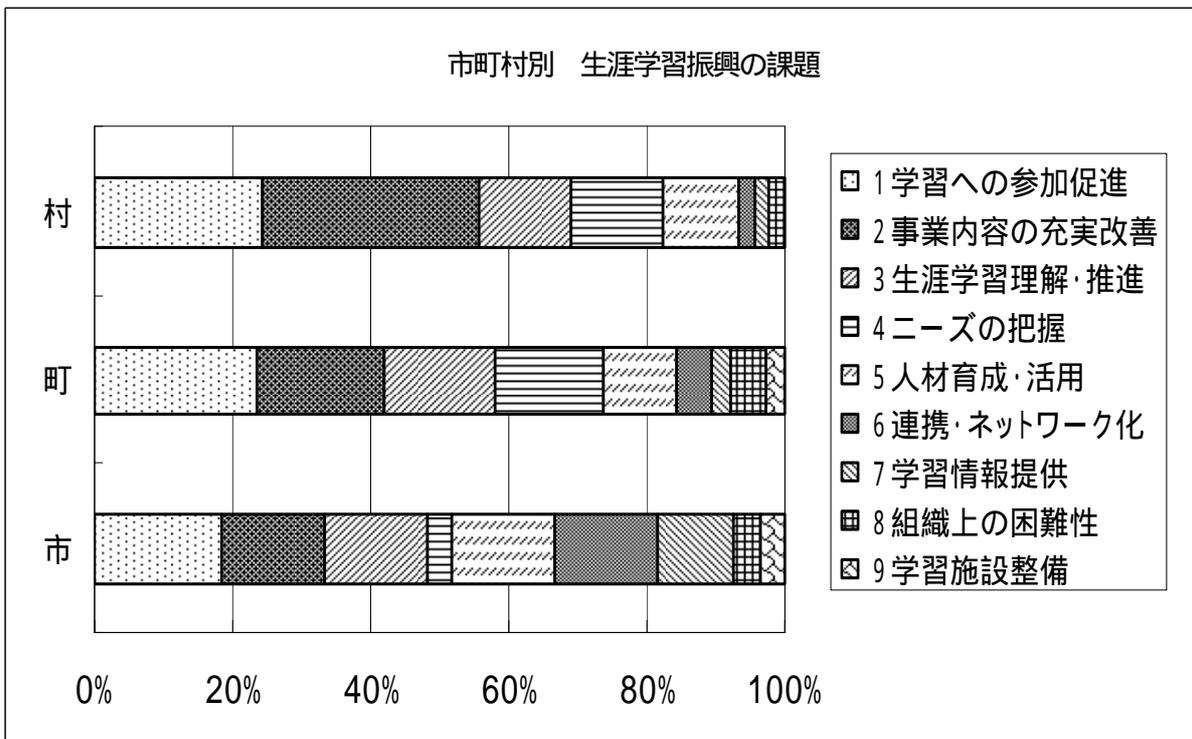
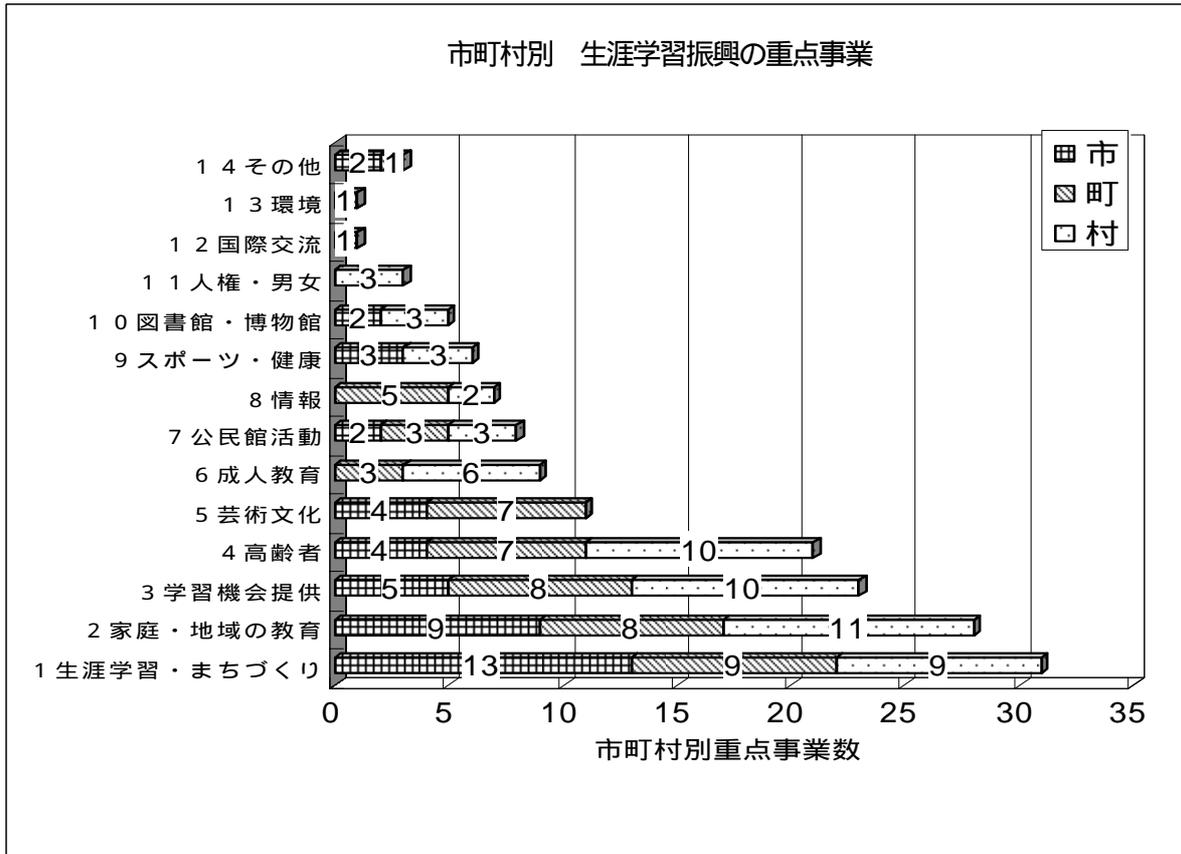
(「平成18年度県民満足度調査結果」より)

学習情報提供システム「信州らんらんネット」の登録・活用情報



(「平成20年度生涯学習推進センター事業に関する調査」より)

市町村における生涯学習振興の現状と課題



(「平成20年度市町村における生涯学習振興に関する現状と課題」より)

小・中学校における「社会人講師等」の活用状況

(1) 社会人講師の活用

有無 校種	有	無	学校数
小学校	383	3	386
構成比(%)	99.2%	0.8%	
中学校	190	2	192
構成比(%)	99.0%	1.0%	

(校)

平成 21 年度学校経営概要のまとめ

小・中学校編

(2) 社会人講師の教科等学習での活用

(校)

状況 校種	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	体育	道徳	特活	総合
小学校	142	232	4	152	235	146	82	47	151	27	197	367
構成比(%)	36.8%	60.1%	1.0%	39.4%	60.9%	37.8%	21.2%	12.2%	39.1%	7.0%	51.0%	95.1%

状況 校種	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	外国語	選択	道徳	特活	総合
中学校	19	38	2	11	57	23	30	53	4	63	20	120	182
構成比(%)	9.9%	19.8%	1.0%	5.7%	29.7%	12.0%	15.6%	27.6%	2.1%	32.8%	10.4%	62.5%	94.8%

(3) 学習内容(複数回答)

[小学校]

(校)

項目	稲作り	郷土 関係	飼育 栽培	花作り	そば 作り	スポーツ 登山	進路	技術 木工	保健 エイズ	人権 教育	地理 歴史	スケート スキー	自然 森林
学校数	328	279	253	108	40	66	7	44	59	168	103	246	173
項目	美術 技術	国際 理解	安全 自転車	理科 天文	昔の 遊び	読書 文芸	ボランティ ア	手話 点字	その他				
学校数	42	180	213	67	158	277	92	101	51				

[中学校]

(校)

項目	稲作り	郷土 関係	飼育 栽培	花作り	そば 作り	スポーツ 登山	進路	技術 木工	保健 エイズ	人権 教育	地理 歴史	スケート スキー	自然 森林
学校数	3	112	38	24	21	77	159	45	106	131	37	28	59
項目	美術 技術	国際 理解	安全 自転車	理科 天文	昔の 遊び	読書 文芸	ボランティ ア	手話 点字	その他				
学校数	49	66	68	17	20	73	66	29	54				

(4) 伝統工芸・芸能等

[小学校]

(校)

項目	しめ縄	わら 細工	陶芸	和紙	染色 織物	木工	水引き	手芸	竹細工	漆器	硯作り	炭焼き	鎌作り
学校数	153	73	73	15	19	47	11	62	31	3	2	17	0
項目	精密業	石細工	藤芸	和傘	和太鼓	踊り 民謡	琴	歌舞伎	祭り	神楽	浄瑠璃	茶道	笛
学校数	9	1	5	2	116	72	74	2	35	6	3	83	19
項目	獅子舞	能	郷土 甚句	生け花	剣舞	三番叟	昔の 遊び	その他					
学校数	11	5	10	65	1	2	124	51					

[中学校]

(校)

項目	しめ縄	わら 細工	陶芸	和紙	染色 織物	木工	水引き	手芸	竹細工	漆器	硯作り	炭焼き	鎌作り
学校数	14	12	23	7	7	25	5	21	14	2	0	6	1
項目	精密業	石細工	藤芸	和傘	和太鼓	踊り 民謡	琴	歌舞伎	祭り	神楽	浄瑠璃	茶道	笛
学校数	4	0	7	1	55	21	53	3	11	9	4	49	15

資料 9

全国公民館数 本館・分館別

区 分	本館					分館				合計
	計	市(区)	町	村	民法第34条の法人	計	市(区)	町	村	
全 国	10,889	7,635	2,868	377	9	6,254	3,532	2,178	544	17,143
北 海 道	257	75	172	10	-	260	84	165	11	517
青 森	183	97	54	32	-	117	74	24	19	300
岩 手	266	161	78	27	-	105	75	30	-	371
宮 城	256	170	85	1	-	292	143	136	13	548
秋 田	187	147	34	6	-	205	150	53	2	392
山 形	249	144	102	3	-	357	157	200	-	606
福 島	313	153	131	29	-	116	70	35	11	429
茨 城	291	257	26	8	-	156	134	19	3	447
栃 木	176	130	42	4	-	19	8	11	-	195
群 馬	208	143	46	19	-	19	7	3	9	227
埼 玉	469	387	77	5	-	59	37	15	7	528
千 葉	290	250	33	7	-	21	14	7	-	311
東 京	63	53	9	1	-	32	32	-	-	95
神 奈 川	176	146	28	-	2	21	19	2	-	197
新 潟	192	161	22	9	-	527	511	14	2	719
富 山	317	236	80	1	-	7	6	1	-	324
石 川	279	192	87	-	-	19	5	14	-	298
福 井	186	117	64	5	-	27	-	24	3	213
山 梨	174	109	46	19	-	373	249	106	18	547
長 野	312	191	59	62	-	1,540	722	510	308	1,852
岐 阜	300	218	77	2	3	37	28	9	-	337
静 岡	214	193	21	-	-	12	12	-	-	226
愛 知	385	310	73	2	-	24	8	15	1	409
三 重	332	230	79	23	-	69	42	21	6	401
滋 賀	170	134	36	-	-	18	14	4	-	188
京 都	160	115	44	1	-	72	55	17	-	232
大 阪	206	194	8	-	4	79	79	-	-	285
兵 庫	299	252	47	-	-	58	47	11	-	357
奈 良	161	100	44	17	-	285	148	90	47	446
和 歌 山	160	51	108	1	-	106	32	74	-	266
鳥 取	193	117	75	1	-	10	3	7	-	203
島 根	304	229	74	1	-	44	30	14	-	348
岡 山	274	223	50	1	-	157	139	18	-	431
広 島	365	306	59	-	-	61	42	19	-	426
山 口	229	182	46	1	-	34	16	18	-	263
徳 島	168	91	74	3	-	164	67	85	12	332
香 川	167	90	77	-	-	56	21	35	-	223
愛 媛	309	249	60	-	-	136	39	97	-	445
高 知	175	79	82	14	-	37	33	3	1	212
福 岡	360	261	90	9	-	15	8	5	2	375
佐 賀	126	94	30	2	-	8	7	1	-	134
長 崎	169	128	41	-	-	15	8	7	-	184
熊 本	200	95	92	13	-	312	84	164	64	512
大 分	174	146	27	1	-	76	69	6	1	250
宮 崎	90	54	32	4	-	18	2	16	-	108
鹿 児 島	276	150	116	10	-	74	1	73	-	350
沖 縄	79	25	31	23	-	5	1	-	4	84

(「平成17年度社会教育調査」より)

平成17年度社会教育調査結果の概要（長野県）

1 社会教育施設数（表1）

平成17年10月1日現在の社会教育関係施設の中で最も多いのは、社会体育施設の2,203施設で、次いで公民館の1,852館、民間体育施設の660施設の順となっている。

前回調査と比較して増加したのは、図書館、博物館、博物館類似施設、文化会館で、最も減少したのは公民館（144施設減）である。

表1 施設数の推移

区分	公民館			図書館			博物館	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	博物館類似施設	民間体育施設	文化会館
	本館	分館	計	本館	分館	計							
平成2年度	284	1,629	1,913	41	22	63	45	27	6	-	160	-	33
平成5年度	308	1,647	1,955	48	24	72	56	28	6	1,846	214	659	40
平成8年度	308	1,651	1,959	56	24	80	65	29	8	2,309	230	753	43
平成11年度	308	1,674	1,982	58	32	90	71	32	6	2,199	279	705	49
平成14年度	313	1,683	1,996	61	37	98	73	34	6	2,202	280	684	47
平成17年度	312	1,540	1,852	67	41	108	75	34	6	2,203	283	660	48
増減数	△1	△143	△144	6	4	10	2	0	0	1	3	△24	1

図1 市町村教育委員会の社会教育関係職員数

2 社会教育行政調査（表2、図1～2）

社会教育関係の事務を処理している教育委員会数（県教育委員会を除く。）は94で前回調査（120）から26減少している。

また、教育委員会事務局の社会教育関係職員は810人で、専任467人、兼任220人、非常勤123人となっている。

社会教育主事の数は、昭和59年度調査をピークに減少を続け、今回調査は38人で、前回調査と比べて24人減少している。

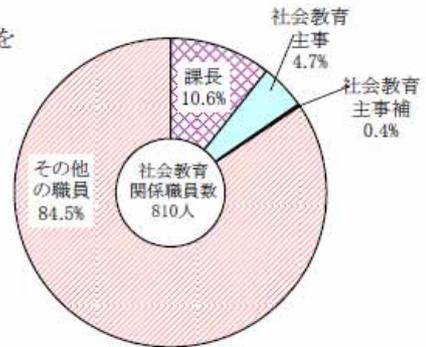
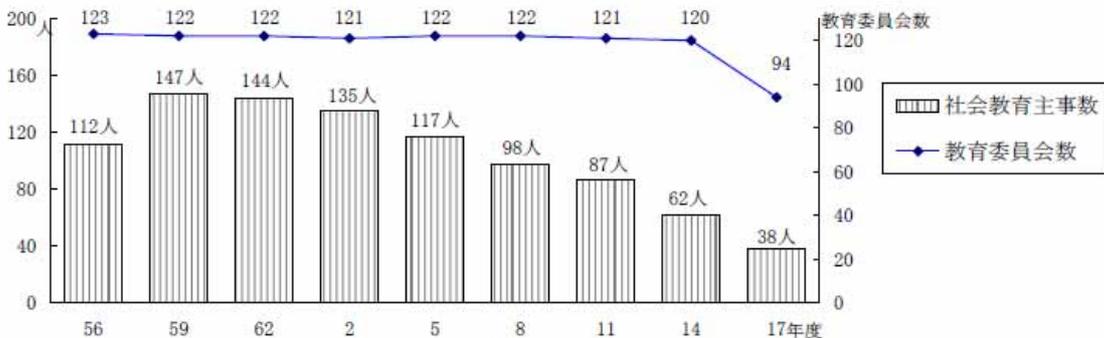


図2 市町村教育委員会の社会教育主事・社会教育主事補数の推移



※「教育委員会数」は、市町村教育委員会、広域連合教育委員会、全部事務組合及び一部事務組合教育委員会のうち社会教育関係の事務を処理している教育委員会の合計数である。

表2 市町村教育委員会事務局の社会教育関係職員数

区分	計	課長						社会教育主事			社会教育主事補			派遣社会教育主事	その他の職員		
		計	男	女	男	女	うち社会教育主事	計	男	女	計	男	女		計	男	女
社会教育担当	専任	251	29	27	2	2	-	15	13	2	-	-	-	-	207	156	51
	兼任	75	9	8	1	-	-	5	5	-	-	-	-	61	40	21	
	非常勤	78	/						2	1	1	-	-	-	76	46	30
	計	404	38	35	3	2	-	22	19	3	-	-	-	344	242	102	
社会体育担当	専任	169	14	14	-	1	-	3	3	-	-	-	-	152	129	23	
	兼任	17	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	13	2	
	非常勤	31	/						-	-	-	-	-	-	31	15	16
	計	217	16	16	-	1	-	3	3	-	-	-	-	198	157	41	
社会教育体育担当	専任	47	7	7	-	-	-	3	3	-	1	1	-	36	32	4	
	兼任	128	25	25	-	4	-	10	9	1	2	1	1	91	73	18	
	非常勤	14	/						-	-	-	-	-	-	14	4	10
	計	189	32	32	-	4	-	13	12	1	3	2	1	141	109	32	
合計	専任	467	50	48	2	3	-	21	19	2	1	1	-	395	317	78	
	兼任	220	36	35	1	4	-	15	14	1	2	1	1	167	126	41	
	非常勤	123	/						2	1	1	-	-	-	121	65	56
	計	810	86	83	3	7	-	38	34	4	3	2	1	683	508	175	

3 公民館調査

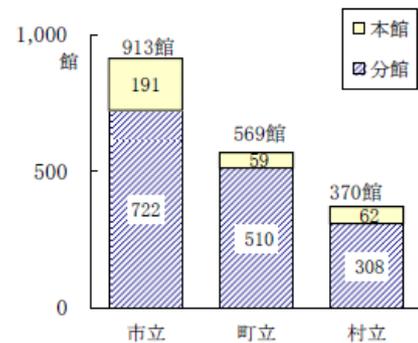
(1) 公民館数 (表3、図3)

公民館は、1,852館(市立913館、町立569館、村立370館)で前回調査と比べて144館減少している。

図3 公民館数

表3 設置者別公民館数

区分	市立	町立	村立	計
本館	191	59	62	312
分館	722	510	308	1,540
計	913	569	370	1,852
平成14年度	672	697	627	1,996



(2) 職員数 (表4、図4)

公民館の職員数は5,007人で、前回調査と比べると337人減少している。

公民館主事は1,811人で職員全体の36.2%となっており、非常勤76.0%、兼任13.3%、専任10.8%である。

図4 職員の種類別割合

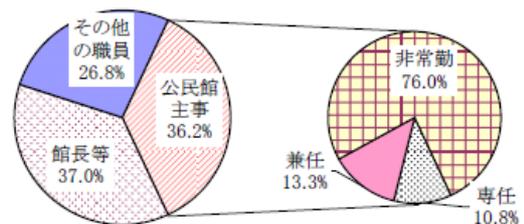


表4 公民館の職員数

(単位:人)

区 分	平成17年度												平成14年度
	館長・分館長			公民館主事			その他の職員			合計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
専 任	55	5	60	162	33	195	25	51	76	242	89	331	287
兼 任	53	2	55	195	45	240	97	43	140	345	90	435	464
非 常 勤	1,706	31	1,737	1,248	128	1,376	912	216	1,128	3,866	375	4,241	4,593
合 計	1,814	38	1,852	1,605	206	1,811	1,034	310	1,344	4,453	554	5,007	5,344

4 図書館調査

(1) 図書館数・蔵書冊数 (表5、図5～6)

図書館は108館で、うち本館が67館、分館が41館である。前回調査に比べて、本館7館、分館3館の計10館が増加している。

表5 設置者別図書館数・蔵書冊数

(単位:館、冊)

区 分	県立	市立	町立	村立	法人	計	平成14年度
本 館	1	29	19	17	1	67	60
分 館	-	41	-	-	-	41	38
計	1	70	19	17	1	108	98
蔵 書 冊 数	622,630	5,126,630	1,345,496	587,154	26,129	7,708,039	6,824,573

図5 図書館数

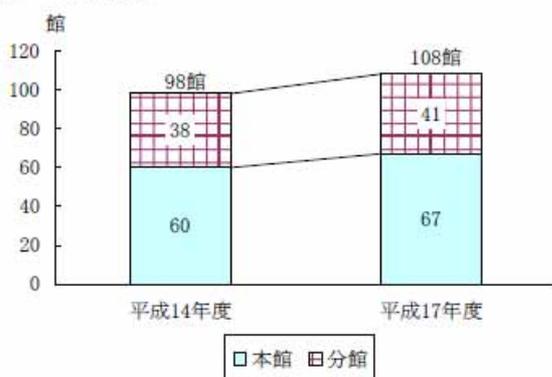
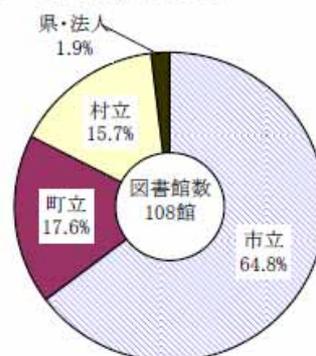


図6 設置者別図書館数



(2) 職員数 (表6、図7～8)

図書館の職員数706人で前回調査より80人増加し、図書館1館当たりの人数は、6.5人(前回調査6.4人)となっている。

司書・司書補は250人(前回調査225人)で職員の35.4%である。また、専任48.8%、非常勤48.4%、兼任2.8%となっている。

図7 職員の種別割合

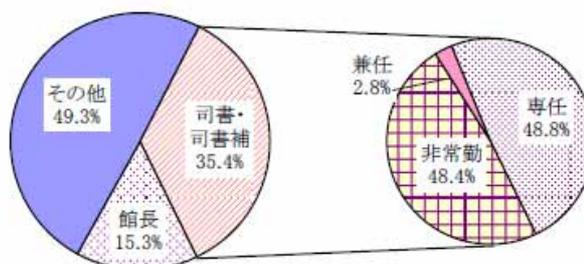


表6 図書館の職員数

区分	平成17年度															平成14年度
	館長・分館長			司書			司書補			その他の職員			合計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
専任	16	7	23	9	108	117	-	5	5	59	58	117	84	178	262	263
兼任	57	2	59	1	6	7	-	-	-	14	6	20	72	14	86	61
非常勤	15	11	26	4	113	117	-	4	4	16	195	211	35	323	358	302
合計	88	20	108	14	227	241	-	9	9	89	259	348	191	515	706	626

5 博物館調査

(1) 博物館数及び入館者数 (表7、図8)

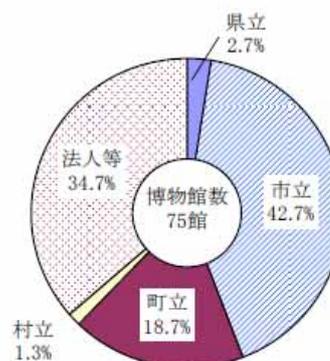
博物館は75館で、うち登録博物館が70館(前回調査66館)、博物館相当施設が5館(前回調査6館)となっている。

表7 博物館数

区分	平成17年度						平成14年度
	県立	市立	町立	村立	法人	計	
登録博物館	2	29	14	1	24	70	66
博物館相当施設	-	3	-	-	2	5	6
計	2	32	14	1	26	75	72
入館者数(千人)	235	1,255	277	5	975	2,747	3,215

※独立行政法人の施設を除く。

図8 設置者別博物館数



(2) 職員数 (表8、図9)

博物館の職員数537人で前回調査より35人増加している。博物館1館当たりの人数は、7.2人(前回調査7.0人)である。

学芸員・学芸員補は142人(前回調査139人)で職員全体の26.4%である。また、専任77.5%、兼任15.5%、非常勤7.0%となっている。

図9 職員の種類別割合

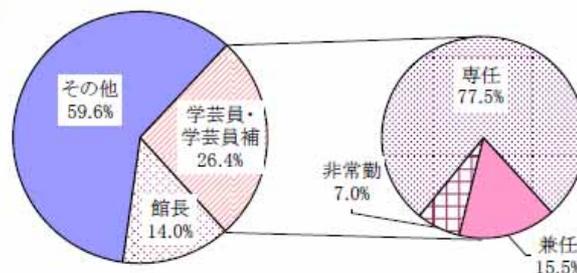


表8 博物館の職員数

区分	平成17年度															平成14年度
	館長			学芸員			学芸員補			その他の職員			合計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
専任	21	3	24	56	43	99	7	4	11	69	66	135	153	116	269	314
兼任	26	2	28	13	9	22	-	-	-	21	5	26	60	16	76	58
非常勤	23	-	23	2	5	7	1	2	3	31	128	159	57	135	192	130
合計	70	5	75	71	57	128	8	6	14	121	199	320	270	267	537	502

6 青少年教育施設調査

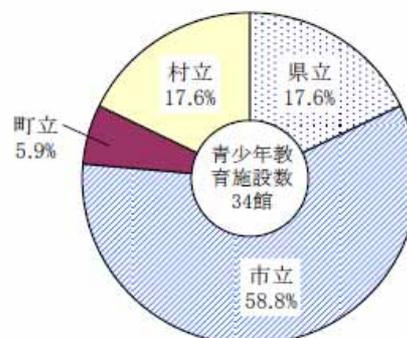
(1) 青少年教育施設数及び入館者数 (表9、図10)

青少年教育施設は34施設で、前回調査と同数である。

表9 青少年施設数

区分	平成17年度					平成14年度
	県立	市立	町立	村立	計	
少年自然の家	2	10	-	-	12	14
青年の家(宿泊型)	4	2	-	1	7	5
青年の家(非宿泊型)	-	2	1	1	4	4
児童文化センター	-	1	-	-	1	1
その他	-	5	1	4	10	10
計	6	20	2	6	34	34

図10 設置者別青少年教育施設数



(2) 職員数 (表10、図11)

青少年教育施設の職員数147人で前回調査(140人)より増加している。

指導系職員は32人(前回調査38人)で職員全体の全体の21.8%である。また、専任50.0%、非常勤34.4%、兼任15.6%となっている。

図11 職員の種類別割合

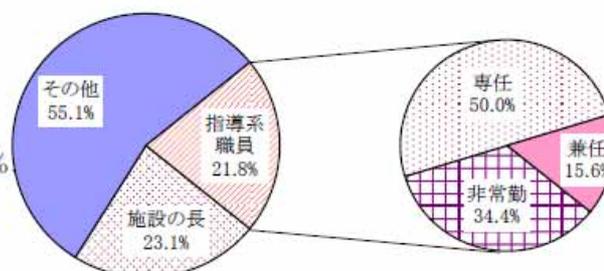


表10 青少年教育施設の職員数

(単位:人)

区分	平成17年度												平成14年度
	施設の長			指導系職員			その他の職員			合計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
専任	7	2	9	14	2	16	12	3	15	33	7	40	56
兼任	21	1	22	2	3	5	12	4	16	35	8	43	51
非常勤	3	-	3	9	2	11	27	23	50	39	25	64	33
合計	31	3	34	25	7	32	51	30	81	107	40	147	140

7 女性教育施設調査 (表11)

女性教育施設は6施設で、職員数は29名である。

表11 女性教育施設の施設数及び職員数

区分	施設数	職員数											
		施設の長			指導系職員			その他の職員			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
県立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市立	1	-	1	1	1(1)	1(1)	2(2)	-	1(1)	1(1)	1(1)	3(2)	4(3)
町立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
村立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人	5	1(1)	4(2)	5(3)	-	20	20	-	-	-	1(1)	24(2)	25(3)
合計	6	1(1)	5(2)	6(3)	1(1)	21(1)	22(2)	-	1(1)	1(1)	2(2)	27(4)	29(6)

注) ()内は非常勤職員で内数である。

8 社会体育施設調査

(1) 社会体育施設数 (表12、図12)

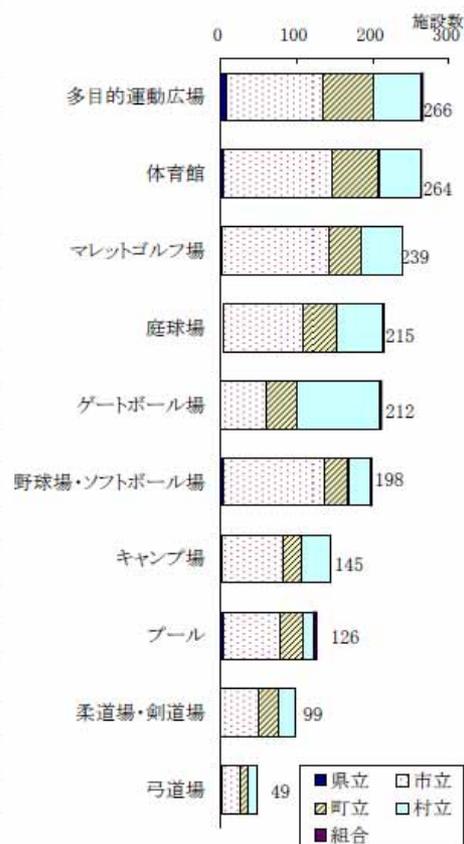
社会体育施設は2,150施設で、前回調査より52施設減少している。

最も施設数が多いのは体育館で、262施設となっている。次いで多目的運動広場が261施設、庭球場とゲートボール場が各216施設の順となっている。

表12 社会体育施設数

区 分	平成17年度					計	平成14年度
	県立	市立	町立	村立	組合等		
陸上競技場	2	14	4	2	-	22	20
野球場・ソフトボール場	5	132	31	29	1	198	184
球技場	2	20	5	3	-	30	34
多目的運動広場	8	127	66	63	2	266	278
プー ル	5	73	31	14	3	126	127
体 育 館	4	143	61	55	1	264	270
柔道場・剣道場	-	50	27	22	-	99	100
庭 球 場	3	106	44	60	2	215	227
す も う 場	1	4	4	1	-	10	9
卓 球 場	-	4	4	5	-	13	12
弓 道 場	2	24	11	12	-	49	48
アイススケート場	-	7	4	-	-	11	12
山 の 家	-	5	3	4	-	12	19
ト レ ー ニ ン グ 場	-	15	8	6	1	30	29
ゴルフ場・ゴルフ練習場	-	2	1	1	-	4	7
マレットゴルフ場	2	140	43	54	-	239	181
ゲートボール場	-	61	40	109	2	212	218
ス キ ー 場	1	8	6	9	-	24	25
キ ャ ン プ 場	1	82	23	39	-	145	155
そ の 他	10	108	47	67	2	234	247
計	46	1,125	463	555	14	2,203	2,202

図12 社会体育施設数（施設数上位10施設）



(2) 職員数 (表13、図13)

社会体育施設の職員数は4,121人で、前回調査と比べて659人減少した。

また、指導系職員は173人（前回調査209人）で職員全体の4.2%である。

図13 職員の種類別割合

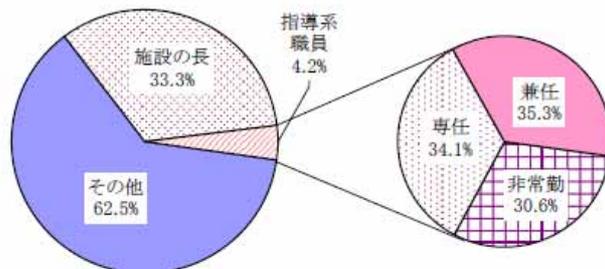


表 13 社会体育施設の職員数

区 分	平成 17 年度												平成 14 年度
	施設の長			指導系職員			その他の職員			合計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
専 任	35	1	36	36	23	59	283	75	358	354	99	453	768
兼 任	1,269	7	1,276	48	13	61	792	150	942	2,109	170	2,279	2,303
非 常 勤	60	1	61	27	26	53	861	414	1,275	948	441	1,389	1,709
合 計	1,364	9	1,373	111	62	173	1,936	639	2,575	3,411	710	4,121	4,780

9 博物館類似施設調査 (表14~15、図14~15)

博物館類似施設は283館で、職員総数は1,112人となっている。

また、学芸員・学芸員補は130人(前回調査110人)で職員全体の11.7%となっている。

表 14 博物館類似施設数

区 分	平成 17 年度						平成 14 年度
	県立	市立	町立	村立	法人等	計	
施設数	6	108	53	44	72	283	280

表 15 博物館類似施設の職員数

区 分	平成 17 年度															平成 14 年度
	館 長			学 芸 員			学 芸 員 補			そ の 他 の 職 員			合 計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
専 任	64	7	71	19	24	43	-	-	-	123	109	232	206	140	346	403
兼 任	164	8	172	46	14	60	6	4	10	91	45	136	307	71	378	357
非常勤	36	4	40	5	12	17	-	-	-	108	223	331	149	239	388	356
合 計	264	19	283	70	50	120	6	4	10	322	377	699	662	450	1,112	1,116

図 14 設置者別博物館類似施設数

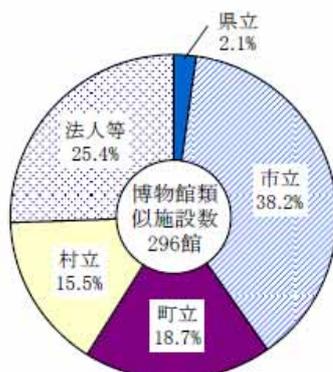
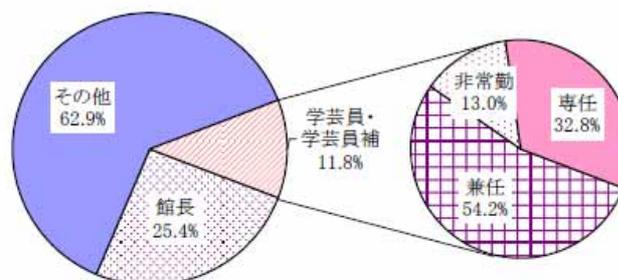


図 15 職員の種類別割合



10 民間体育施設調査 (表16~17)

民間体育施設は660施設で、ゴルフ場・ゴルフ練習場が最も多く、次いでスキー場の順となっている。
また、職員数は7,664人で、指導系職員は1,188人、職員全体の15.5%となっている。

表16 民間体育施設数

区 分	施設数	区 分	施設数	区 分	施設数
陸上競技場	1	庭球場	52	ゴルフ場・ゴルフ練習場	132
野球場・ソフトボール場	1	すもう場	-	マレットゴルフ場	15
球技場	2	卓球場	2	ゲートボール場	34
多目的運動広場	31	弓道場	6	スキー場	89
プール	51	アイススケート場	2	キャンプ場	25
体育館	22	山の家	59	その他	104
柔道場・剣道場	5	トレーニング場	27	計	660

表17 民間体育施設の職員数

区 分	平成17年度												平成14年度
	施設の長			指導系職員			その他の職員			合計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
専任	262	16	278	315	158	473	2,140	1,410	3,550	2,717	1,584	4,301	4,801
兼任	165	4	169	24	29	53	298	197	495	487	230	717	741
非常勤	49	-	49	283	379	662	1,000	935	1,935	1,332	1,314	2,646	2,657
合計	476	20	496	622	566	1,188	3,438	2,542	5,980	4,536	3,128	7,664	8,199

11 文化会館調査 (表18~19)

文化会館は48館で、前回調査と比べて1館増加している。
また、職員数は312人で、指導系職員は34人、職員全体の10.9%となっている。

表18 文化会館数

区 分	平成17年度						平成14年度
	県立	市立	町立	村立	組合	計	
施設数	3	32	6	6	1	48	47

表19 民間体育施設の職員数

区 分	平成17年度												平成14年度
	施設の長			指導系職員			その他の職員			合計			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
専任	13	-	13	9	1	10	81	26	107	103	27	130	142
兼任	30	1	31	13	2	15	44	15	59	87	18	105	112
非常勤	4	-	4	5	4	9	34	30	64	43	34	77	63
合計	47	1	48	27	7	34	159	71	230	233	79	312	317